

第七期帯広市高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画

(原案)

帯広市

目次

第1章	計画策定について	1
1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置付け	2
4	計画期間	2
第2章	第六期計画の実施状況	3
第1節	高齢者のいきがづくり	4
第2節	健康づくりの推進	7
第3節	介護予防の推進	10
第4節	在宅サービスの充実	14
第5節	施設サービスの充実	23
第6節	地域で支える仕組みづくり	25
第7節	認知症施策の推進	28
第8節	介護保険事業の実施状況	30
第3章	計画推進の基本方向と施策の体系	44
第4章	施策の推進	47
第1節	高齢者のいきがづくり	48
第2節	健康づくり・介護予防の推進	50
第3節	在宅サービスの充実	52
第4節	施設サービスの充実	63
第5節	地域で支える仕組みづくり	65
第6節	認知症施策の推進	67
	評価に用いる指標	69
第5章	介護保険事業の見込み	70
資料1	第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過	85
資料2	帯広市健康生活支援審議会	87

第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第1章 計画策定について

1 計画策定の背景

諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行している我が国は、現在国民の4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。高齢者人口は、内閣府の平成29年度版高齢者白書によると、「団塊の世代」が65歳以上の前期高齢者となった平成28年に3,459万人となり、その後も増加傾向にあります。平成54年(2042年)に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じるが高齢化率は上昇傾向にあると推計されており、国民の医療や介護の需要は、今後もさらに増加することが見込まれています。

これまで国は、在宅・施設サービスの充実はもとより、介護保険料の見直しや介護報酬の改定、介護予防を重視した予防給付や地域支援事業の創設、地域包括支援センターの設置及び地域密着型サービスなど、介護保険に関する施策の充実を図り、平成26年の介護保険法改正では、第六期介護保険事業計画以降を「地域包括ケア計画」と位置付けられました。

市区町村及び都道府県は、平成37年(2025年)を目途に、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築を推進してきたところです。

平成29年6月、介護保険法、老人福祉法、医療法、児童福祉法、高齢者虐待防止法など31本の法改正を束ねる「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布され、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性の確保に配慮しつつ、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、一層の見直しが図られました。

2 計画策定の趣旨

計画策定を進めるにあたっては、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）の高齢者福祉と介護保険事業のあるべき姿を念頭に置きながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指します。

そのため、「第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、『高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会』の構築を基本理念に、地域包括ケアシステムを一層推進することとし、これまでの取り組みを引き継ぎつつ、高齢者福祉・介護保険事業における基本的な目標を定め、その方向性を示し、必要な施策とその取り組みを総合的かつ体系的に推進するために策定するものです。

3 計画の位置付け

- (1) 本計画は、老人福祉法第 20 条の 8（老人福祉計画）及び介護保険法第 117 条（介護保険事業計画）に基づき、両計画を一体的に策定するものです。
- (2) 本計画は、本市の上位計画である「第六期帯広市総合計画」、「第二期帯広市地域福祉計画」との整合を図るとともに、保健福祉分野等の関連計画と調和を保つものです。
- (3) 本計画は、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合を図るものです。

4 計画期間

計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間とします。

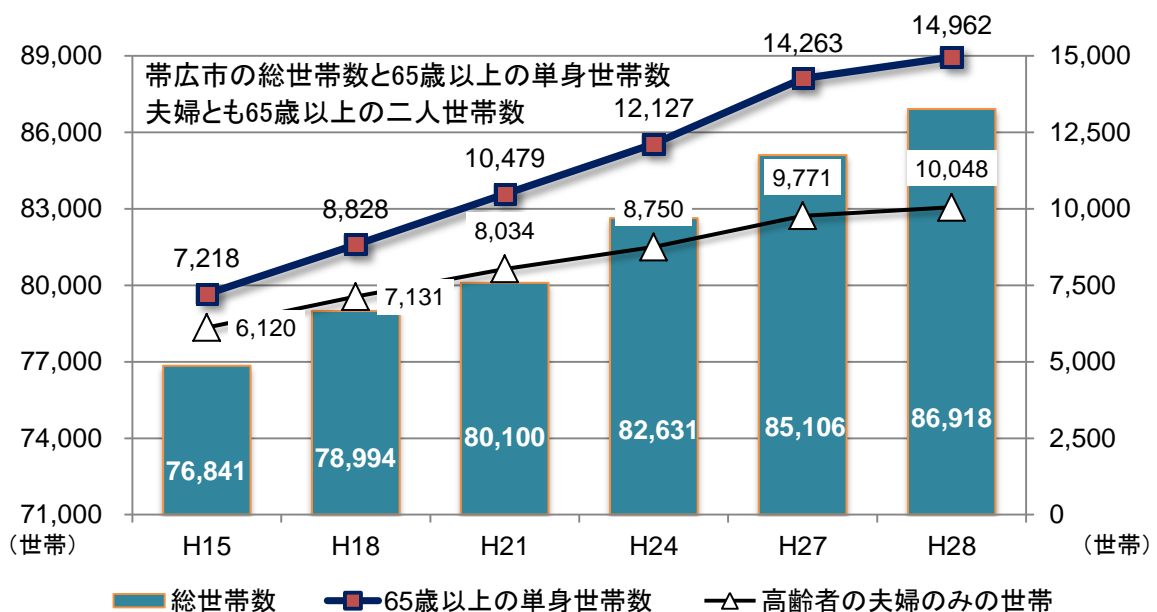
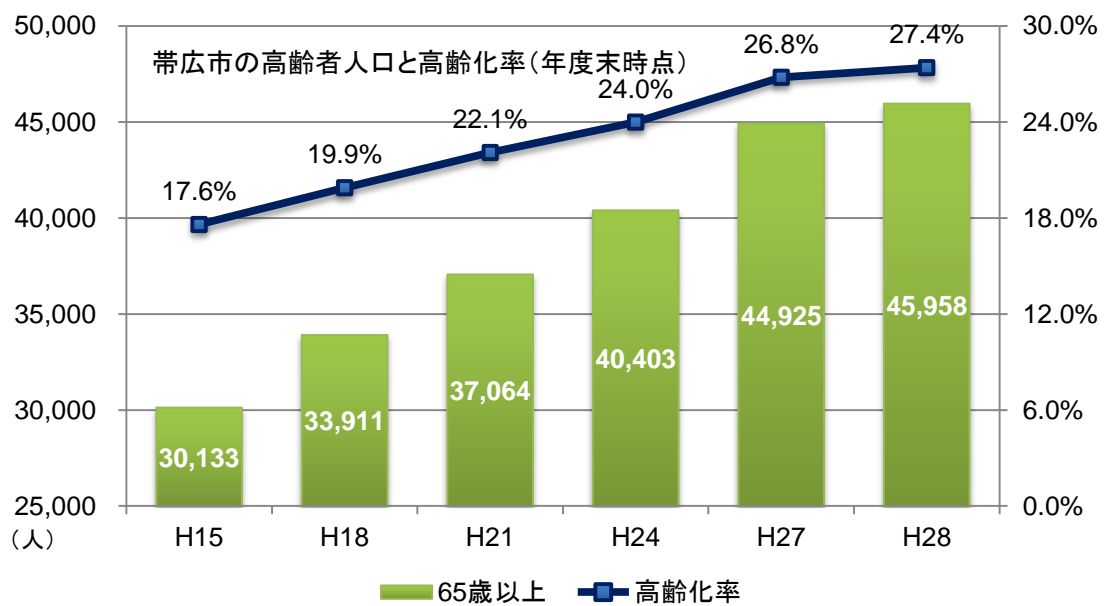
平成 24 年度 2012	平成 25 年度 2013	平成 26 年度 2014	平成 27 年度 2015	平成 28 年度 2016	平成 29 年度 2017	平成 30 年度 2018	平成 31 年度 2019	平成 32 年度 2020	平成 33 年度 2021	平成 34 年度 2022	平成 35 年度 2023	平成 36 年度 2024	平成 37 年度 2025	
第五期計画			第六期計画			第七期計画			第八期計画			第九期計画		
			団塊の世代が 六十五歳に										団塊の世代が 七十五歳に	

第2章 第六期計画の実施状況

本市の高齢者人口は、介護保険制度が開始された平成12年度末では26,875人（高齢化率15.5%）でしたが、平成29年3月末には45,958人（高齢化率27.4%）まで増加し、4人に1人以上が高齢者という国内の人口動態と同様となりました。

高齢者人口の増加もさることながら、世帯数についても、高齢者単身世帯と高齢者の夫婦のみの世帯の増加傾向が続いています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が今後も増加することが見込まれる中、第六期計画では、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組んできました。



第1節 高齢者のいきがづくり

【これまでの取組】

超高齢社会といわれる今日の社会において、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、健康で生き生きと自立した生活を送ることができるようにするためには、一人ひとりの高齢者がいきがいをもち、培われた知識、経験、技能を活かした社会参加を促す必要があり、このことが活力ある高齢社会の構築につながります。

そのため、町内会、老人クラブ、地域交流サロンなどの集いの場での交流機会促進、趣味活動・スポーツ活動・学習活動などを通じたいきがづくりの促進、社会貢献・ボランティア活動などを通じたいきがづくりの機会の提供、就労支援など、高齢者がいきがいをもち、生活できる環境づくりを推進し、より多くの高齢者が、主体的に社会参加できるよう支援しています。

【現状と課題】

老人クラブの育成において単位老人クラブ数が減少している一方、いきいきふれあい館「まちなか」など社会参加の促進では利用者数などが増加し、高齢者の活動範囲の拡大によるいきがづくりにつながっていると考えられます。

また、平成29年6月に実施した計画策定のためのアンケート調査（以降、アンケート調査という。）では、一般高齢者に対するアンケートの「会・グループ等への参加状況」については、“町内会・自治会”に57.5%、“趣味関係のグループ”には39.0%、“ボランティアのグループ”へは18.3%の方が参加しているという回答となり、前回アンケート調査を下回る結果でした。

今後、団塊の世代が平成37年（2025年）には要介護認定率の高い後期高齢者となり、高齢化率はもとより、高齢者数もますます増加する社会において、高齢になっても就労する人の増加や個人の帰属意識、趣味・余暇の多様化などにより、これまで高齢者の社会参加の一翼を担ってきた老人クラブのクラブ数及び会員数が減少してきており、価値観や生活様式が多様化している高齢者のニーズに合った、社会参加が一層促進されるための仕組みづくりが課題となっています。

1 交流機会の促進

(1) 老人クラブの育成

- ① 身近な地域における高齢者相互の交流と社会参加の機会を拡充するため、オビヒロホコテンでの勧誘など老人クラブへの加入促進活動を支援しています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
単位老人クラブ	クラブ数	156クラブ	148クラブ	140クラブ
	会員数	7,930人	7,424人	6,992人

- ② 家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等を対象に訪問し、高齢者の孤独感や不安感の解消につながる老人クラブの友愛訪問活動を支援しています。

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
友愛訪問活動	延回数	20,054 回	18,307 回	9,948 回
	延人数	27,860 人	25,925 人	14,232 人

(2) 社会参加の促進

- ① 高齢者の健康づくりといきがづくりを支援し、積極的な社会参加、道路交通の安全確保及び環境負荷の低減を促すため、公共交通機関による外出支援を進めています。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
高齢者バス無料乗車証交付者数	20,471 人	22,148 人	23,590 人

- ② 高齢者の豊富な知識や技術を活かして、懐かしい遊び教室、園芸などのイベントを通し世代間交流や地域交流の推進を図っています。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
世代間交流事業	59 回	62 回	3 月集計予定

- ③ 高齢者の健康づくりといきがづくりを推進するため、様々なボランティア活動や研修会を支援し、社会参加の促進に努めています。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
地域環境美化活動延人数	149 人	140 人	194 人
各種研修会参加人数	754 人	697 人	263 人
老人専用バス利用回数	86 回	84 回	46 回

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
高齢者いきいきふれあい館「まちなか」利用延人数	—	3,362 人	4,634 人

(3) 生涯学習の推進

- ① いきがづくりや仲間づくり、情報社会への適応などの学習の場と機会を提供するため、高齢者学級の開講やその修了者による地域の自主グループの支援に努めています。

項 目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
高齢者学級生徒数	158 人	166 人	179 人
わかば会会員数	763 人	739 人	689 人

- ② 豊富な知識、経験、技術を活かしながら社会参加ができるよう、高齢者の地域ボランティア活動などの奨励に努めるとともに、世代間交流を進めています。

- ③ 高齢者の自主的な文化活動を進めるために、芸術文化の鑑賞機会や文化活動の発表

機会を充実するとともに、日々の生活に運動が取り入れられるよう、スポーツ活動に親しむ機会の充実に努めています。

(4) 交流機会の場の提供

- ① 高齢者・障害者・福祉団体等の活動の場である「グリーンプラザ」や高齢者が利用できる高齢者活動室・多目的活動室を備えた「市民活動交流センター」等、高齢者がより交流しやすい環境づくりを進めています。

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
グリーンプラザ 利用延人数		140,095 人	135,420 人	65,077 人
市民活動交流センター 利用延人数		17,833 人	17,323 人	8,614 人
地域交流 サロン	利用延人数	22,325 人	21,571 人	10,782 人
	拠点数	30 ヶ所	30 ヶ所	30 ヶ所

- ② 高齢者が学校において、児童・生徒との交流や学校支援等の活動に参加しやすい環境づくりを進めています。

2 就労の場の確保・拡大

(1) 雇用就業機会の確保・拡大

高齢者が長年培った知識・経験・技術を活用することは、働き続けたいという高齢者の希望を満たすほか、社会の活力を維持するためにも不可欠です。経済的な理由に限らず、健康づくりやいきがづくり、社会貢献を兼ねて臨時的、短期的な働き方を望む人も多いことから、多様な就業ニーズと就労の場を結びつけるため、シルバー人材センターの事業運営を支援しています。

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
シルバー 人材センター	会員数	703 人	664 人	626 人
	受注件数	6,246 人	5,965 人	4,947 人

(2) 相談・斡旋機能との連携

公共職業安定所等関係各機関と連携を図りながら、高齢者の就業支援に努めています。

第2節 健康づくりの推進

【これまでの取り組み】

高齢期は、身体的には老化が進み、健康問題が大きくなります。一方、社会的には、人生の完成期で余生を楽しみ、実りあるものにしていく時期です。

健康づくりにおいては、健康診査や各種がん検診を受診し、保健指導、健康教育などの積極的な活用による疾病の発症予防、早期発見・早期治療に加え、適切な受診や治療により重症化を予防するよう周知・啓発に努めています。

また、関係団体等との連携により自主的な健康づくりを担う人材の育成を推進するなど、高齢者の主体的かつ継続的な健康づくりを支える環境の充実を図っています。

【現状と課題】

がん検診などの受診率、健康教育や訪問指導の件数が増加しています。

一方、平成29年度に実施した第二期けんこう帯広21(健康増進計画)の中間評価では、糖尿病が重症化した人が増加しているほか、がんによる死亡率も全国より高い状況が続いています。

疾病の発症予防、早期発見・早期治療などにより重症化を予防するためには、これまでの取り組みをより充実していくことが課題です。

1 疾病予防対策の充実

(1) 各種健診・がん検診などの実施

① 特定健康診査

糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に努めています。

項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度(9月末)	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
受診率	47.0%	32.6%	53.0%	34.0%	60.0%	未集計※

※平成31年1月に実績値が確定する予定

② 特定保健指導

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導を実施し、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の該当者・予備群の減少に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
指導率	10.6%	12.3%	未集計※

※平成31年1月に実績値が確定する予定

③ 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症の早期発見・早期治療につなげるとともに、骨粗しょう症予防に関する正しい知識の普及・啓発を行っています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
受診数	137人	132人	50人

④ 各種がん検診

胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん・大腸がんなどの各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
平均受診率	27.8%	29.6%	16.1%

(2) 高齢者に対する予防接種の推進

高齢者に対する肺炎やインフルエンザの感染を防ぎ、重症化を予防するために予防接種を行っています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
接種者数	インフルエンザ	19,662人	20,405人	未実施※
	肺炎球菌	3,741人	3,914人	2,061人

※ 11月開始のため

2 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの充実

① 健康教育

町内会や婦人会、企業などを対象に、食生活や運動、生活習慣病やがん検診、こころの健康などに関する講話や実技を地域に出向き行っています。

また、実施にあたっては、地域包括支援センターや、様々な職種と連携しながら実施しています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
出前健康講座	実施件数	156件	176件	78件
	参加延人数	4,600人	4,556人	2,183人

② 健康相談

健診結果や生活習慣改善などの健康づくりに関する相談のほか、ストレスや不安などのこころの健康に関する相談に応じています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
保健師による健康相談	935人	825人	365人
心理相談員による心理相談	1人	0人	0人

③ 訪問指導

保健師等が、訪問により健康問題を総合的に把握し、必要な保健指導を行っています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
訪問件数	81件	136件	72件

④ ボランティアの養成と育成

食生活改善推進員や健康づくり推進員などのボランティアを養成し、保健事業への参画や高齢者への運動支援など、地域での活動を支援しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
食生活改善推進員養成数	9人	14人	9人
健康づくり推進員養成数	13人	6人	未実施※

※ 10月開催のため

⑤ 身体活動・運動の推進

身体障害などにより生活機能の低下がみられる人を対象に、日常生活の自立や健康の保持・増進、社会参加の推進を図る身体障害者体力向上トレーニング事業を行っています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
実施回数	243回	234回	121回
登録人数	115人	102人	98人

第3節 介護予防の推進

【これまでの取り組み】

平成27年4月から改正介護保険法により、高齢者を年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させていくことにより、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することを総合事業の取り組みの中に位置付けられています。

帯広市では総合事業の考え方にそって、住民主体の通いの場を充実・拡大するための事業へ方向転換を図っています。元気な高齢者と要支援・要介護となるリスクの高い高齢者を区別しない一般介護予防事業を平成29年4月までに実施することとされ、本市においては段階的な事業の移行を進めてきました。

平成27年度には、要支援・要介護者を除く高齢者が日常生活で自ら介護予防を実施していくために普及・啓発を図る一次予防事業と、要支援・要介護となるおそれの高い人が早期に介護予防に取り組むための二次予防事業を実施しました。

平成28年度には、これまでの介護予防事業を見直し、個々の身体・精神機能の状態を問わず、活動状況に合わせて事業を選択し、自主的な活動を開始するための動機づけ支援や、自主的なサークル活動の活性化につなげる支援を行ってきました。

平成29年度には一次予防事業と二次予防事業が一般介護予防事業に移行し、すべての高齢者及びその支援のための活動に関わる人を対象として介護予防を実施しています。

また、平成29年4月から新たな介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新総合事業」という。）へ移行し、専門的なサービスに加え、健康な高齢者を含む地域住民やNPO法人など多様な主体による新たなサービスの提供についての協議を重ね、要支援認定者及び事業対象者に必要なサービスの提供を開始し体制の整備を進めています。

【現状と課題】

介護予防普及啓発事業の参加者やボランティア活動を通じた介護予防を行う場が増加し、介護予防の普及啓発が進んだものと考えられます。

一方では、本人や介護者の心身の状態の変化など様々な理由でこれまで行ってきた介護予防の取り組みが中断することにより虚弱な状態（フレイル）になることが多く、社会参加する機会の縮小につながったと考えられます。また、社会参加する機会の縮小がフレイルを悪化させるといった悪循環にもつながっています。

こうしたことから、年齢や心身の状況などによって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、介護予防を継続的に進めていくための取り組みが課題となります。

1 一般介護予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識の普及・啓発用パンフレットの作成・配布とともに、歯科衛生

士や栄養士等による講話の実施のほか、住民が自主的に活動できる場を充実させるなど、住民の主体的な活動を支援しています。

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
講演会、相談会等	開催回数	139 回	367 回	223 回
	参加延人数	3,415 人	5,087 人	3,620 人
運動教室等*	開催回数	385 回	503 回	262 回
	参加延人数	3,262 人	2,560 人	3,542 人

※平成 28 年度より「ひろびろ元気教室」を廃止し、「みんなで活動スタートコース」を実施

(2) 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に関するボランティア等の人材養成や育成のための研修等を実施しています。また、介護予防に資する地域活動組織の育成や支援を行っています。

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
ボランティア育成のための研修会等	開催回数	121 回	120 回	未実施 ^{※1}
	参加延人数	1,588 人	1,390 人	
地域活動組織への支援・協力等 ^{※2}	開催回数	493 回	735 回	145 回
	参加延人数	7,860 人	7,324 人	2,488 人
高齢者いきいきふれあい館「まちなか」 ^{※3} ボランティア登録者数		—	104 人	112 人
介護予防ボランティアポイント事業参加者		—	—	49 人
活動継続コースの活動支援者数		—	—	50 人

※1 1月開催のため

※2 平成 28 年度のみ「介護予防サポーター推進事業」を実施

※3 平成 28 年 12 月開設

(3) 介護予防把握事業

介護予防事業対象者を把握することを目的として、必要に応じて実施する生活機能チェック及び生活機能検査のための基本チェックリストの実施から対象者を把握し、介護予防に資する活動へつなげています。

項 目		平成 27 年度	平成 28 年度
基本チェックリスト実施数		599 人	1 人
(旧二次予防事業対象者数)		599 人	1 人
運動器の機能向上プログラム(旧二次予防事業)	実施場所数	50 か所	(不実施*)
	実施回数	798 回	
	参加実人数	559 人	

※厚生労働省の通知により事業対象者把握のための基本チェックリストの使用が廃止

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の参画に努めています。

(5) 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図っています。

2 介護予防・生活支援サービス事業

平成 29 年 4 月から新総合事業として、要支援 1・2 の人と、基本チェックリストにおいて事業対象者に該当する人に対し実施しています。これまでの介護予防給付の利用実績・見込みや要介護認定者の伸びなどの状況を勘案し、専門的なサービスに加え、健康な高齢者を含む地域住民や N P O 法人など多様な主体による新たなサービス提供について高齢者の自立した生活を支援するためのサービス提供や事業の充実に努めています。

(1) 訪問型サービス事業

① 訪問介護サービス（現行の介護予防訪問介護に相当）

在宅での日常生活に支障のある人が、身体の介助や日常生活の援助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充実に努めています。

② てだすけサービス（訪問型サービス A）

訪問介護サービスの基準を緩和し、身体の介助を行わず日常生活の援助のみを受けることにより、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充実に努めています。また、サービスの提供を行うことができる生活援助員の養成研修を実施し、提供体制の整備を行っています。

③ つながりサービス（訪問型サービス B）

訪問介護サービス事業の対象とならないサービス内容について、住民ボランティアをはじめとした地域住民主体の自主活動による生活援助等を支援する体制の整備を行っています。

(2) 通所型サービス事業

① 通所介護サービス（現行の介護予防通所介護に相当）

在宅で生活している人が心身機能の維持向上のためデイサービス等で日常生活訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充実に努めています。

② ふれあいサービス（通所型サービス A 相当）

在宅で生活し外出機会の少ない人などが、心身機能の維持向上のため運動やレクリ

エーションに参加することにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充実に努めています。

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

対象者の状態や置かれている環境等に応じて、現在の状態に合ったふさわしいサービスが選択できるようにすることで、本人が自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成し、在宅生活が継続できるよう支援に努めています。

第4節 在宅サービスの充実

【これまでの取り組み】

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症の高齢者が増加する中、高齢者が地域で生活を継続するためには、生活支援ニーズに応じた多様なサービスを地域で整備していくことが求められています。本市においても社会福祉法人、ボランティア、NPO法人、民間企業や協同組合等の生活支援を担う事業主体の支援体制の充実・強化を図り、多様な生活支援サービスが利用できるような地域づくりを推進しています。

平成29年度から多様な担い手により高齢者の様々な生活支援ニーズに対応するため、新総合事業を開始し、帯広市独自の基準によるサービスを創設しました。

また、医療と介護の両方を必要とする高齢者が在宅生活を継続できるよう医療及び介護関係者と協議を進めています。

そのほか、介護サービス基盤の整備では地域密着型サービスの整備を推進しています。

【現状と課題】

地域包括支援センターにサテライトを設置するなどにより相談体制が強化され、相談件数が増加しました。

また、アンケート調査では、要介護高齢者を対象とした「在宅サービス利用者が今後、介護を受けたい場所」について「可能な限り、自宅で介護を受けたい」(49.9%)が最も多い結果であり、家庭で生活を継続することを望むニーズに応えるため、引き続き在宅サービスを充実していくことが必要です。

平成29年6月に公布された改正介護保険法では、市町村に地域包括支援センターの事業実施状況の評価が義務付けられたほか、地域包括支援センターにも事業の自己評価と質の向上を図ることが求められており、効果的かつ効率的な運営を進めることが必要です。

また、地域包括ケアの取り組みを推進するため、「地域ケア会議」開催のほか、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行っています。

さらに、地域のネットワーク構築を進めていくことや、医療機関や訪問看護等の在宅医療の充実とともに、医療と介護の連携強化が重要な課題となります。

1 総合的な相談体制の整備

(1) 総合相談体制の充実

総合相談窓口や地域包括支援センター等において、高齢者の個々のニーズに合った介護、保健、福祉、医療等にかかわるサービスの総合的な相談、調整、指導を推進しています。

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
総合相談窓口・保健福祉センター相談窓口受理件数	34,634 件	34,770 件	未集計
地域包括支援センター相談受理件数	13,528 件	13,779 件	7,872 件
ひとり暮らし高齢者登録件数	2,228 人	2,180 人	2,241 人

(2) 日常生活圏域

人口や交通事情などの社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備の状況などの条件を総合的に勘案して8つの日常生活圏域を定めており、24時間切れ目のないサービスを総合的・包括的に提供できる体制の整備を進めています。

(3) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で対応できる身近な相談窓口として、高齢者や家族から様々な相談を受け、必要なサービスにつなげるとともに、要介護状態への予防を継続的に行う介護予防ケアマネジメントや、高齢者の心身の状態の変化に応じた必要なサービスを利用できるよう支援しています。

高齢化の進行とそれに伴う相談件数の増加、新たな業務等に対応するため、地域包括支援センターの機能充実に努めています。

また、「地域ケア会議」の「個別ケア会議」を開催し、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築に努めています。

① 包括的支援事業の実施及び身近な相談体制の構築

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的マネジメント支援業務のほか、地域において、介護予防ケアマネジメント事業を一体的に実施しています。

また、住民等の利便性を考慮し、4か所の地域包括支援センターそれぞれに1か所ずつサテライトを設けるなど窓口機能の強化に努めています。

項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
介護予防ケアプラン作成延数	予防給付対象件数	20,501 件	21,157 件	10,967 件
権利擁護に関する相談受理件数		177 件	135 件	87 件
ケアマネジャーからの相談受理件数		206 件	236 件	110 件
認知症に関する相談対応件数		973 件	1,545 件	965 件

② 地域包括支援センターの機能強化

それぞれの地域包括支援センターの役割に応じた適切な人員体制の確保、地域包括

支援センター間の役割分担・連携を強化し、効率的かつ効果的な運営に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
地域包括支援センター サテライト拠点数	2箇所	3箇所	4箇所
地域包括支援センター 職員数	26名	26名	30名

③ 地域ケア会議の開催

個別ケースを検討する個別ケア会議は、コーディネーターを中心に地域包括支援センターが開催し、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を発見し、課題解決に必要な人材の発掘や地域づくりに努めています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
個別ケア会議開催数 (ケアマネジメント支援会議含む)		24回	35回	19回
圏域ケア会議		4回	7回	3回
帯広市 ネット ワーク 会議	在宅医療・介護	—※	3回	1回
	生活支援・介護予防	—※	4回	1回
	認知症ケア	6回	1回	1回
	高齢者虐待防止	1回	1回	0回

※ 平成28年度から開催のため

2 在宅医療・介護サービス

介護給付（要介護1～5）や予防給付（要支援1・2）の介護保険在宅サービス、日常生活圏域内での地域密着型サービスの提供体制の整備・充実等を図るとともに、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療や介護サービスを切れ目なく提供するという観点から、看護小規模多機能型居宅介護や24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することにより、医療と介護の連携の強化等に努めています。

(1) 介護給付の充実

これまでの在宅サービスの利用実績・見込みや要介護者等の伸びなどの状況を勘案し、要介護者の自立した生活を支援するために介護給付の提供体制の充実に努めています。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

在宅での日常生活に支障のある要介護認定者等が、身体の介助や日常生活の援助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスの充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
訪問介護事業所数	53か所	52か所	49か所

② 訪問入浴介護

在宅での入浴が困難な要介護認定者等が、巡回入浴車を利用した入浴介助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
訪問入浴介護事業所数	5か所	4か所	4か所

③ 訪問看護

通院が困難な要介護認定者等が在宅で医療的処置などを受けることにより、健やかで安心した生活を送ることができるよう、必要なサービスの提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
訪問看護事業所数	14か所	17か所	17か所

④ 訪問リハビリテーション

通院等の困難な要介護認定者等が在宅で機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
訪問リハビリテーション事業所数	8か所	7か所	7か所

⑤ 通所サービス

ア 通所介護（デイサービス）

在宅の要介護認定者等がデイサービスセンター等で心身機能の維持・向上のため機能訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
通所介護事業所数	53か所	55か所	54か所

※ 平成28年度及び平成29年度実績は、平成28年4月より地域密着型サービスに移行した小規模なデイサービス（定員18人以下）28か所を含む

イ 通所リハビリテーション（デイケア）

在宅の要介護認定者等が介護老人保健施設等で心身機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
通所リハビリテーション事業所数	8か所	6か所	6か所

⑥ 短期入所サービス（ショートステイ）

要介護認定者等が心身機能を維持し、在宅生活の継続や家族の介護負担軽減を図るレスパイトケアを推進するため、短期的に介護老人福祉施設等に入所できるショート

ステイのサービス提供体制の充実に努めています。

また、家族の突然の怪我や病気、葬儀等の緊急時に利用できる緊急ショートステイのサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
短期入所生活介護事業所数	16 か所	16 か所	16 か所
短期入所療養介護事業所数	5 か所	5 か所	5 か所

⑦ 居宅療養管理指導

通院等が困難な要介護認定者等が在宅で医師等から心身の状況に応じた療養上の管理指導を受けることにより、質の高い療養生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
居宅療養管理指導事業所数	14 か所	11 か所	10 か所

⑧ 福祉用具の貸与・購入

要介護認定者等が心身の状況等に応じた福祉用具の貸与を受けたり、購入したりすることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
福祉用具取扱事業所数	18 か所	17 か所	18 か所

⑨ 住宅改修

要介護認定者等の心身の状態に応じた住宅改修が行われることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
受領委任払登録事業所数	246 か所	264 か所	268 か所

⑩ 特定施設入居者生活介護

要介護認定者等の多様な住まいへのニーズに応じたサービス提供体制の充実に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
特定施設入居者生活介護事業所数	13 か所	12 か所	12 か所

(2) 予防給付の充実

介護保険法の基本理念である「自立支援」を基本とし、高齢者等が介護の必要な状態にならずに、可能な限り健康で元気な生活を送ることができるように、心身状態の維持・改善の見込まれる要支援者への予防給付の提供体制の充実に努めています。

(3) 地域密着型サービスの整備・充実

「地域密着型サービス」は日常生活圏域内で地域の実情に合わせたサービスの提供を

行うものです。

本市においても、日常生活圏域内でサービス提供ができるよう、関係事業者等の協力を得ながらサービス提供体制の整備・充実に努めています。

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

6ユニット定員54人の整備を進めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(予定)
整備数	計画なし	西圏域 18床	広陽・若葉圏域 18床
			西帯広・開西圏域 18床

② 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

日常生活圏域の3圏域に87床（各29床）の整備を進めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(予定)
整備数	計画なし	川北圏域 29床	鉄南圏域 29床
		南圏域 29床	

③ 小規模多機能型居宅介護

日常生活圏域の4圏域に4か所（各定員29人）整備を進めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(予定)
整備数	計画なし	南圏域 29人	鉄南圏域 29人
		川北圏域 29人 （看護小規模で整備）	広陽・若葉圏域 29人 （看護小規模で整備）

④ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた、看護小規模多機能型居宅介護の提供に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(予定)
整備数	計画なし	川北圏域 29人	広陽・若葉圏域 29人

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を密接に連携した定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2か所	2か所	2か所

(4) 在宅医療の充実

加齢に伴う疾病やがんの終末期で医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅支援の体制を整えるために、次の在宅医療・介護連携推進事業を進めています。

- ① 地域の医療・介護資源の把握
医療機関・社会資源のリスト化、マップの作成
- ② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
在宅医療・介護ネットワーク会議の開催
- ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
地域の資源情報の把握
- ④ 医療・介護関係者の情報共有
十勝地域における入退院時の連携ルールの作成、普及、評価
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
効率的な情報収集・連携のための相談窓口設置へ向けた協議
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
多職種連携研修会実施、関係団体等が主催する研修会等の共催・後援
- ⑦ 地域住民への普及啓発
地域の団体へ向けた普及啓発・意識調査、在宅医療推進フォーラムの共催
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
帯広保健所主催「在宅医療専門部会」や管内市町村関係者会議等への参加

3 生活支援サービス

今後、ひとり暮らし高齢者や多様な生活支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる一方、高齢者自身が介護予防や社会参加の観点から自己の能力を活かした生活支援の担い手となることが期待されます。

本市においては、平成 27 年度に高齢者の生活支援サービスに対するニーズと地域資源の把握などのために研究会を立ち上げ、地域包括ケアシステム構築のために必要な生活支援サービスのあり方と方針を定めました。平成 28 年度には、生活支援コーディネーターを配置するとともに、研究会を生活支援・介護予防ネットワーク会議に移行し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成や、地域資源の開発、ネットワーク化を推進するなど生活支援サービスの充実を図っています。

(1) ひとり暮らし高齢者訪問活動事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認と緊急時の速やかな対応を図るために、乳酸菌飲料の

宅配等による訪問活動を行うことにより、ひとり暮らし高齢者の安全な生活の確保に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
利用人数	761人	683人	634人

(2) 高齢者在宅生活援助サービス

介護保険対象外となる除雪など、軽易な日常生活の援助として低所得者に対する在宅生活援助事業を行うことにより、在宅高齢者の自立した生活の確保に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
利用人数	76人	73人	89人

(3) 緊急通報システム事業

日常生活上、注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者等の急病や事故などの緊急時の対応を図るため、緊急通報装置を設置しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
利用台数	746件	707件	705件

(4) 食の自立支援事業(配食サービス)

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの必要な世帯に対して、介護予防の観点から栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、生活習慣病の予防も考慮した食事を提供しています。また、配達時に安否確認を行っています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
利用人数	651人	610人	588人
配食数	102,057食	95,996食	46,560食

(5) 短期入所施設利用等移送サービス

寝たまま乗車・移送できる特殊車両により、重度の在宅ねたきり高齢者等に移送サービスを提供しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
利用件数	4件	0件	0件

(6) ねたきり高齢者等寝具類クリーニングサービス

ねたきり高齢者等の清潔で快適な生活環境を維持するため、寝具類クリーニングサービスを提供しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
利用延件数	175件	178件	78件

(7) ねたきり高齢者等理美容サービス

ねたきり高齢者等の保健衛生の増進を図るため、在宅での理美容サービスを提供して

います。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
利用件数	451件	448件	174件

(8) 家族介護用品支給事業

在宅の高齢者を介護する人の経済的負担軽減を図るために、要介護3以上の低所得の人に対して、介護用品と引換えのできる給付券を支給しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
利用人数	141人	159人	131人

(9) 家族介護者リフレッシュ事業

家庭で要支援・要介護の高齢者を介護している家族の心身の負担を軽減するため、家族介護者リフレッシュ事業を実施し、介護者相互の情報交換や研修のほか、介護者の介護における孤立感の解消と介護の質の向上に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
実施回数	8回	8回	2回
利用人数	98人	96人	25人

(10) その他のサービス

高齢者や身体に障害のある方などの状況に応じて、ごみの戸別収集に取り組んでいます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
戸別収集登録者数	335人	355人	379人

4 住環境の整備

- (1) 市営住宅においては、高齢者世帯等が安心して住み続けられるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅の整備を進めています。
- (2) 高齢者世帯等の居住のための公的賃貸住宅の整備を進めています。
- (3) 高齢者が安心して使えるユニバーサルデザインの居室等へ改造を進めるため、「ユニバーサルデザイン住宅改造資金補助制度」等の活用を促進しています。平成29年度には新築・増改築への支援方法を貸付から補助金に移行しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
住宅改造資金補助	33件	35件	16件
住宅建設資金貸付件数	4件	3件	—

※平成29年度より住宅建設資金貸付制度を廃止し補助金に移行

- (4) 公共建築物をはじめ道路、公園、公共交通機関等について、市民や関係機関の協力を得ながら、誰もが安心して利用できる環境整備の促進に取り組んでいます。

第5節 施設サービスの充実

【これまでの取り組み】

在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、ニーズに応じて適切な施設サービスが受けられるよう介護保険施設等の整備を進めています。

必要な施設サービスの基盤整備については、広域型の大規模施設の整備を進めるとともに、地域密着型の小規模施設整備を重視し拡充を進めています。

また、整備にあたっては、日常生活圏域ごとのバランスや入所希望者の実態、緊急性などを考慮することで、必要量の確保と質の向上に配慮し計画的に進めています。

【現状と課題】

中重度者は介護と医療のニーズを併せ持つ場合も多く、現在の在宅サービスだけでは支えきれない現状があることから、これまでも各種施設の整備を進めてきており、特別養護老人ホームの待機者は減少しておりますが、解消はされていない状況です。

アンケート調査では、在宅の高齢者に対して「介護が必要となった場合の希望」について質問したところ、在宅での介護サービスを利用しながらの生活を希望する人が多いものの、約20%の人が「特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所したい」と回答している一方、「特に力を入れるべき高齢者福祉施策」の質問において、「特養、有料老人ホーム等の建設促進」と回答した割合が前回アンケート調査を大きく下回る結果となっています。

今後の施設整備においては、待機者の解消とともに、将来的な高齢者人口の増加や介護人材の不足など、さまざまな課題を踏まえた施設整備が求められます。

1 介護保険施設等の整備

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備

第六期計画中にショートステイからの転換で16床、既存施設の増設により29床の整備を進めており、これまでの整備数は474床となります。

(2) 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)の整備

第六期計画中に日常生活圏域の3圏域において87床の整備を進めており、これまでの整備数は329床となります。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(予定)
整備数	計画なし	川北圏域 29床	鉄南圏域 29床
		南圏域 29床	

(再掲、第4節在宅サービスの充実、2.介護サービス、(3)地域密着型サービスの整備)

2 多様な住まいの普及の推進

民間による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、多様な住まいの整備を促進しています。

介護付き有料老人ホーム等の特定施設入居者生活介護については、第六期計画中に事業所の統廃合があり1施設減少しましたが、整備床数は変わらず816床となります。

第6節 地域で支える仕組みづくり

【これまでの取り組み】

ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、認知症高齢者の増加などに対応するため、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスにとどまらない地域での見守りなど、生活全般にわたる支援体制の整備を進めています。

また、市民の意識啓発はもとより、地域交流活動やボランティア活動などの促進のほか、行政が市民や社会福祉協議会、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員に加えて民間企業などの社会資源と重層的かつ有機的に連携し、協働して支援する体制、さらには地域づくりを担う人材の発掘と育成といった地域力強化の取り組みなど、地域福祉ネットワークの形成を進めています。

【現状と課題】

協力機関数の増加により高齢者虐待通報件数やきづきネットワークによる相談件数が増加しており、地域の見守りの網の目が細かくなってきています。

また、アンケート調査では、介護保険サービス利用者に対する「特に力を入れるべき高齢者保健福祉施策」についての質問において、「ひとり暮らし高齢者への支援」が42.1%であり、前回アンケートの40.1%を上回る結果となっています。

ひとり暮らし高齢者の増加、高齢者夫婦のみ世帯の増加、そして、認知症高齢者数の増加が今後ますます見込まれる中、地域の見守りの網の目をより細かくしていくことが課題となっています。

1 市民の意識啓発

高齢社会の問題を市民一人ひとりの問題として捉えられるよう、市民の意識啓発を図り、町内会、子ども会、老人クラブなどの連携を深め、交流促進に努めています。

2 ボランティア活動の促進

各種ボランティア養成事業を通じて市民のボランティア活動に対する意識啓発、ボランティアの養成及びボランティア団体の育成・支援の関係団体との連携を図っています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
ボランティア登録者数	52人	55人	41人
ボランティア登録団体数	123団体 (3,946人)	139団体 (3,761人)	134団体 (3,921人)
ボランティアモデル指定校	13校	12校	8校
ボランティア養成講座	1種4講座3日間	1種4講座4日間	未実施 ^{※1}
災害ボランティア養成講座	—	2講座1日間	未実施 ^{※1}

※ 1月開催予定のため

3 地域福祉の推進

(1) 地域福祉ネットワークの促進

地域の民生委員・児童委員、老人クラブ及び町内会の福祉委員等福祉関係者の連携を図っています。さらに、ボランティア団体の育成や支援のほか、団塊の世代等の幅広い知識と経験を活用し、地域福祉活動の充実、促進に努めています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
いきいき交流会開催数	26回	25回	12回
福祉部設置町内会数	352町内会	373町内会	353町内会

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

虐待の早期発見と迅速な対応と支援に結びつけるため、地域包括支援センターや高齢者虐待防止ネットワークの機能を活用して高齢者虐待防止対策を推進しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
高齢者虐待通報件数	31件	42件	25件
上記のうち虐待と判断された件数	18件	19件	6件

(3) 帯広市きづきネットワークの体制強化

民間事業所、医療機関、町内会などの団体及び関係機関との連携を図りながら、高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域の見守り体制強化に取り組んでいます。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
協力機関	48団体	51団体	52団体
通報・相談件数	190件	271件	167件

(4) 悪質な訪問・電話勧誘販売等の防止対策の推進

帯広消費者協会など関係機関と連携し、高齢者に対する悪質な訪問販売や電話勧誘販売、振り込め詐欺等の防止対策を推進しています。

4 成年後見制度等の充実

成年後見制度や日常生活自立支援事業の積極的な活用を図るとともに、地域の中で認知症などにより判断能力が低下した高齢者の財産・金銭管理や身上監護のため、成年後見支援センター「みまもーる」での取り組みを支援し、相談体制の強化を図るとともに、必要な知識を積んだ市民後見人を養成するなど権利擁護体制の充実に努めています。

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
市民後見人養成研修 修了者数	20 人	21 人	13 人

5 防災・防犯体制等の整備

(1) 「おびひろ避難支援プラン」に基づき、災害時において自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの「災害時要援護者」に対する避難支援計画の作成を促進し、安心して暮らせるまちづくりを進めています。

(2) 関係機関や老人クラブ等と連携して、各種研修会や講習会を実施し、高齢者の交通事故防止及び市民ぐるみの交通安全思想の普及に努めています。

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成29年度(9月末)
交通安全教室実施回数	44 回	31 回	9 回
参加人数	1,515 人	1,550 人	207 人

(3) 高齢者や障害者が安全に通行できる道路の整備に努めています。

第7節 認知症施策の推進

【これまでの取り組み】

国は「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を改め、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を策定し、その着実な推進が求められています。

本市においては、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指した取り組みを行っており、平成27年度には認知症地域支援推進員の配置、状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れ（認知症ケアパス）を含めた認知症ガイドブックの作成、平成28年度には早期に認知症の鑑別診断を行い速やかに適切な医療・介護が受けられるよう、認知症初期集中支援チームを設置しました。

さらに、平成29年10月から定住自立圏形成協定において、高齢者の見守り体制を充実させるため、十勝管内におけるSOSネットワークの広域的な連携を始めるなど認知症の人と家族の支援体制を強化しています。

【現状と課題】

認知症サポーターや認知症カフェが増加し、地域包括支援センターへの認知症に関する相談件数や徘徊高齢者等SOSネットワークの通報件数も増えており、認知症に関する普及・啓発が進み、認知症高齢者やその家族を見守る体制の構築が進んでいるものと考えます。

一方、地域ケア会議等では、認知症であることを隠したり、受診への抵抗から早期の対応が難しくなるなどの現状が把握され、認知症に対する正しい理解が不足していることから、今後認知症に対する理解を深めるためのさらなる普及・啓発や地域の見守り体制を充実していくことが課題となっています。

1 正しい知識の普及・啓発

認知症の人の地域生活を支援するため「認知症サポーター養成講座」などを実施し、若年性認知症を含め認知症に関する正しい知識及び認知症サポーターの役割を広く普及・啓発しています。さらに、認知症の人の生活機能障害の進行に合わせて受けられる、適切な医療・介護サービスの情報（認知症ケアパス）を作成し普及に努めています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
認知症サポーター養成講座	開催回数	79回	71回	21回
	参加延人数	2,056人	2,114人	627人
出前講座・講演会	開催回数	7回	8回	7回
	参加延人数	800人	558人	683人

2 予防対策の推進

認知症ガイドブックなどでチェックリストを活用し早期発見に努めています。また、介護予防事業や健康教育を通して認知症発症予防の取り組みを進めています。

3 地域の見守り体制の構築

関係機関と連携し、保健、医療、福祉サービスの調整を図り、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、認知症サポーター養成講座修了者等との連携を図り、認知症の人の早期発見、早期対応に努めています。

また、警察、保健所、介護サービス事業所や民間事業者等による「徘徊高齢者等SOSネットワーク」の充実により、徘徊高齢者等の早期発見・再発予防を図っており、平成29年10月からは、管内町村と連携して広域的な捜索が可能となりました。

このほか、認知症の人への声かけや対応方法などを体験して学ぶ徘徊模擬訓練を通じて、地域での見守り体制を強化しています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
徘徊高齢者等SOSネットワーク通報件数(延べ件数)	27人	12人	27人

4 相談・支援体制の充実

認知症施策を地域で推進するため、4か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置したほか、地域包括支援センターによる総合相談や権利擁護事業に取り組んでいます。

また、認知症の人やその家族のつどいのある茶話会等の充実や認知症サポーターの活用など、支援体制の充実を図っています。

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
認知症・家族の 集い茶話会	実施回数	12回	18回	12回
	参加延人数	151人	154人	65人
認知症カフェ	設置数	—	8か所	13か所

5 医療と介護の連携強化

認知症地域支援推進員による医療機関、介護サービス事業所等をつなぐ連携支援や「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症疾患医療センター等との連携により、初期の支援を包括的・集中的に行うほか、認知症ケアネットワーク会議の開催等により、医療と介護の連携強化を図っています。

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度(9月末)
認知症初期集中支援対象者数	—	10人	9人

第8節 介護保険事業の実施状況

【これまでの取り組み】

介護保険制度は、加齢による疾病等で要介護状態となった高齢者等を社会全体で支えていく仕組みとして平成12年4月に開始され、これまで必要に応じた様々な見直しが行われてきました。

要介護者等に対し適切な介護サービスの提供のほか、介護保険料の算定にあたっては、高齢者人口や要介護認定者数、介護サービスの提供量、施設整備の状況、国の制度改正などを踏まえて推計を行い、適正な保険料の算定に努めるなど、円滑な制度運用に努めています。

【現状と課題】

平成37年（2025年）には、団塊の世代が介護認定率の高くなる後期高齢者になるとともに、認知症高齢者の増加も見込まれており、介護保険サービスの利用増加が予測されています。

持続可能な介護保険制度の確立を図るためには、介護予防、重度化を防ぐための取り組みの推進のほか、介護サービスを必要とする要介護者等が質の高いサービスを継続して受けられるよう、介護人材の確保及び質の向上が求められています。

1 被保険者数

総人口、高齢者人口及び40歳から64歳までの第2号被保険者数について、第六期計画と実績を対比すると、毎年度実績が計画を上回っています。

一方、第1号被保険者については、平成27年度及び平成28年度の実績が計画を下回っています。

被保険者数

(単位：人)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度（9月末）		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
第2号被保険者（40歳～64歳）	57,956	57,988	32	57,463	57,633	170	56,999	57,111	112
65歳～74歳 (A)	22,847	22,810	△37	23,246	23,238	△8	23,523	23,585	62
(総人口比率)	13.6%	13.5%	△0.1%	13.8%	13.8%	0.0%	14.0%	14.1%	0.1%
75歳以上 (B)	21,499	21,359	△140	22,261	22,178	△83	22,942	22,933	△9
(総人口比率)	12.8%	12.7%	△0.1%	13.3%	13.2%	△0.1%	13.7%	13.7%	0.0%
第1号被保険者 (A) + (B)	44,346	44,169	△177	45,507	45,416	△91	46,465	46,518	53
(総人口比率)	26.3%	26.2%	△0.1%	27.1%	27.0%	△0.1%	27.7%	27.7%	0.0%

※実績値は、年度の平均値である。

※第2号被保険者数は、40歳から64歳までの人口と同数とした。

(参考) 高齢者人口等

(単位：人)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度 (9月末)		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
総人口	168,412	168,423	11	167,988	168,121	133	167,493	167,657	164
高齢者人口	44,166	44,217	51	45,327	45,465	138	46,285	46,561	276
高齢化率	26.2%	26.3%	0.1%	27.0%	27.0%	0.0%	27.6%	27.8%	0.2%

※実績値は、年度の平均値である。

2 要介護認定者数

要介護認定者数について、第六期計画と実績を対比すると、毎年度実績が計画を下回っています。

介護度別では、一番軽度である要支援1の認定者数は計画より大きく増加傾向にありますが、その他の認定者については概ね計画に対して減少しています。

要介護認定者数

(単位：人)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度 (9月末)		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
要介護認定者数	8,904	8,874	△30	9,340	9,187	△153	9,751	9,576	△175
要支援1	1,235	1,401	166	1,264	1,448	184	1,286	1,481	195
要支援2	1,490	1,423	△67	1,611	1,468	△143	1,732	1,499	△233
要介護1	2,180	2,147	△33	2,316	2,238	△78	2,448	2,383	△65
要介護2	1,384	1,362	△22	1,438	1,384	△54	1,486	1,435	△51
要介護3	960	919	△41	1,024	977	△47	1,085	1,031	△54
要介護4	853	838	△15	878	890	12	901	949	48
要介護5	802	784	△18	809	782	△27	813	798	△15

※実績値は、年度の平均値である。

年齢群ごとの要介護認定者数は下表のとおりとなっています。高齢者については、要介護認定者数、要介護認定率とも実績が計画を下回っています。

年齢群別要介護認定者数

(単位：人)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度（9月末）		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
高齢者計	8,718	8,674	△44	9,156	8,996	△160	9,569	9,388	△181
(対前年度比)	-	-	-	105.0%	103.7%	-	104.5%	104.4%	-
65歳～74歳	1,286	1,257	△29	1,309	1,253	△56	1,324	1,274	△50
(対前年度比)	-	-	-	101.8%	99.7%	-	101.1%	101.7%	-
75歳以上	7,432	7,417	△15	7,847	7,743	△104	8,245	8,114	△131
(対前年度比)	-	-	-	105.6%	104.4%	-	105.1%	104.8%	-
40歳～64歳	186	200	14	184	191	7	182	188	6
(対前年度比)	-	-	-	98.9%	95.5%	-	98.9%	98.4%	-
要介護認定者計	8,904	8,874	△30	9,340	9,187	△153	9,751	9,576	△175
(対前年度比)	-	-	-	104.9%	103.5%	-	104.4%	104.2%	-

※実績値は、年度の平均値である。

年齢群別要介護認定率

(単位：%)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度（9月末）		
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減
高齢者計	19.7	19.6	△0.1	20.1	19.8	△0.3	20.6	20.2	△0.4
(対前年度比)	-	-	-	0.4	0.2	-	0.5	0.4	-
65歳～74歳	5.6	5.5	△0.1	5.6	5.4	△0.2	5.6	5.4	△0.2
(対前年度比)	-	-	-	0.0	△0.1	-	0.0	0.0	-
75歳以上	34.6	34.7	0.1	35.2	34.9	△0.3	35.9	35.4	△0.5
(対前年度比)	-	-	-	0.6	0.2	-	0.7	0.5	-
40歳～64歳	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0
(対前年度比)	-	-	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-

※実績値は、年度の平均値である。

3 介護サービス利用

(1) 介護サービス利用者

介護サービス利用者について、第六期計画と実績を対比すると下表のとおりです。

要介護認定者数が計画を下回っていることから、居宅サービス、施設・居住系サービスともに、実績が計画を下回っています。

また、訪問介護等の居宅サービスを利用するためにケアプランを作成した標準的居宅サービス等利用者数については、平成28年度及び平成29年度が大きく計画を上回っていますが、これは、新総合事業の開始年度を平成29年度に変更したことから、新総合事業への移行予定利用者が継続してケアプラン作成が必要になったものです。

介護サービス利用者数

(単位：人)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
介護サービス利用者数	6,961	6,727	△234	6,161	6,953	792	6,428	6,836
標準的居宅サービス等利用者数	4,640	4,546	△94	3,853	4,734	881	4,010	4,491
施設・居住系サービス利用者数	2,321	2,181	△140	2,308	2,219	△89	2,418	2,345
施設系サービス利用者数	1,306	1,254	△52	1,293	1,274	△19	1,385	1,354
地域密着型介護老人福祉施設	242	233	△9	242	244	2	300	300
介護老人福祉施設	528	507	△21	529	503	△26	529	501
介護老人保健施設	488	475	△13	488	490	2	523	518
介護療養型医療施設	48	39	△9	34	37	3	33	35
居住系サービス利用者数	1,015	927	△88	1,015	945	△70	1,033	991
認知症対応型共同生活介護	514	507	△7	514	505	△9	532	532
特定施設入居者生活介護	501	420	△81	501	440	△61	501	459
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
標準的居宅サービス等利用者の割合	66.7%	67.6%	0.9%	62.5%	68.1%	5.6%	62.4%	65.7%
施設・居住系サービス利用者の割合	33.3%	32.4%	△0.9%	37.5%	31.9%	△5.6%	37.6%	34.3%

※実績値は、年度の平均値である。

(2) 介護サービス別利用量(要介護1～5)

介護サービスの利用量について、第六期計画と実績を対比すると下表のとおりです。

介護給付(要介護1～5)の利用量について、訪問系サービスについては、要介護認定者数が計画を下回っていることから減少したと考えられます。しかしながら、通所介護については、サービス事業所が増えたことから、利用が増えています。

なお、看護小規模多機能型居宅介護については、既存の小規模多機能型居宅介護からの移行及び新規開設により実績が生じているものです。

介護サービス別利用量(要介護1～5)

サービス種類	(単位)	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
居宅サービス									
訪問系サービス									
訪問介護	(回/年)	330,524	322,556	△7,968	358,810	347,191	△11,619	382,695	376,561
訪問入浴介護	(回/年)	3,930	3,353	△577	4,229	3,143	△1,086	4,392	3,310
訪問看護	(回/年)	29,411	27,291	△2,120	33,110	29,894	△3,216	34,511	31,921
訪問リハビリテーション	(回/年)	22,570	20,377	△2,193	25,392	21,720	△3,672	26,491	21,526
通所系サービス									
通所介護	(回/年)	147,917	154,330	6,413	116,737	123,798	7,061	122,963	126,562
通所リハビリテーション	(回/年)	48,323	47,269	△1,054	54,419	48,717	△5,702	56,726	52,920
短期入所系サービス									
短期入所生活介護	(日/年)	30,166	28,232	△1,934	29,762	29,677	△85	30,972	29,318
短期入所療養介護	(日/年)	6,432	6,411	△21	6,432	6,459	27	7,180	7,180
居宅療養管理指導	(人/年)	4,004	5,443	1,439	4,311	6,158	1,847	4,473	6,142
特定施設入居者生活介護	(人/月)	441	367	△74	441	390	△51	441	409
福祉用具貸与	(人/年)	18,815	19,154	339	20,249	20,373	124	21,022	21,475
特定福祉用具販売	(人/年)	419	410	△9	449	413	△36	467	467
住宅改修	(人/年)	439	411	△28	483	396	△87	512	512
居宅介護支援	(人/月)	2,939	2,855	△84	3,163	2,982	△181	3,284	3,190
地域密着型サービス									
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	567	614	47	609	680	71	633	736
認知症対応型通所介護	(回/年)	1,968	1,951	△17	2,121	2,209	88	2,193	2,110
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	2,736	2,527	△209	2,736	2,642	△94	3,192	2,592
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	508	499	△9	508	499	△9	526	526
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	242	233	△9	242	244	2	300	300
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	93	皆増	-	540
地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	45,508	44,831	△677	47,934	47,934
施設サービス									
介護老人福祉施設	(人/月)	528	507	△21	529	503	△26	529	501
介護老人保健施設	(人/月)	488	475	△13	488	490	2	523	518
介護療養型医療施設	(人/月)	48	39	△9	34	37	3	33	35

(3) 介護予防サービス別利用量(要支援1・2)

予防給付(要支援1・2)の利用量については、主に訪問リハビリテーションと福祉用具貸与の利用が大きく増加しましたが、その他は概ね計画どおりとなっています。

また、平成28年度及び平成29年度の訪問介護、通所介護、居宅介護支援の実績が大きく計画を上回っていますが、これは、新総合事業の開始年度を平成29年度に変更したことによるものです。

介護サービス別利用量(要支援1・2)

サービス種類	(単位)	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
		計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
居宅サービス									
訪問系サービス									
訪問介護	(人/年)	8,616	8,112	△504	4,552	8,169	3,617	-	4,170
訪問入浴介護	(回/年)	0	9	9	0	0	0	0	0
訪問看護	(回/年)	2,413	2,613	200	2,540	2,779	239	2,671	2,951
訪問リハビリテーション	(回/年)	1,119	2,576	1,457	1,203	3,419	2,216	1,228	3,497
通所系サービス									
通所介護	(人/年)	11,316	11,445	129	6,019	11,965	5,946	-	5,975
通所リハビリテーション	(人/年)	1,538	1,529	△9	1,625	1,536	△89	1,708	1,589
短期入所系サービス									
短期入所生活介護	(日/年)	1,195	598	△597	1,195	770	△425	1,195	780
短期入所療養介護	(日/年)	52	74	22	52	95	43	52	52
居宅療養管理指導	(人/年)	286	405	119	302	354	52	317	378
特定施設入居者生活介護	(人/月)	60	53	△7	60	50	△10	60	50
福祉用具貸与	(人/年)	5,395	6,106	711	5,700	6,872	1,172	5,996	7,157
特定福祉用具販売	(人/年)	193	216	23	203	190	△13	213	213
住宅改修	(人/年)	285	258	△27	300	237	△63	315	315
居宅介護支援	(人/月)	1,701	1,691	△10	690	1,752	1,062	726	1,301
地域密着型サービス									
認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	360	305	△55	360	451	91	420	480
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	6	8	2	6	6	0	6	6

(4) 地域密着型サービス利用量の見込みと定員数

地域密着型サービスにおける日常生活圏域ごとの利用状況では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、年々利用が増加しています。認知症対応型生活介護については、概ね計画どおりとなっています。小規模多機能型居宅介護については、川北、西、西帯広・開西、南の4圏域で、第五期中に開設した施設の利用が年々増加しており、平成28年度に看護小規模多機能型居宅介護に移行した1施設も含めると、計画を上回っている状況です。

圏域別サービス利用量及び定員数

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
			計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
1 東	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	0	14	14	0	17	17	0	18
	認知症対応型通所介護	(回/年)	169	184	15	182	147	△35	188	140
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	340	212	△128	340	242	△98	351	229
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	62	60	△2	62	57	△5	62	58
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	23	21	△2	23	23	0	23	23
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	0	0	-	0
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	5,921	7,025	1,104	6,237	7,511
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	90	90	0	90	90	0	90	90
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	29	29	0	29	29	
2 川北	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	57	65	8	62	74	12	64	80
	認知症対応型通所介護	(回/年)	611	10	△601	659	0	△659	681	0
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	548	314	△234	548	384	△164	773	363
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	64	61	△3	64	61	△3	64	62
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	19	30	11	19	31	12	48	59
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	4	4	-	207
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	5,990	7,284	1,294	6,309	7,788
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	72	72	0	72	72	0	72	72
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	58	58	0	58	58	
3 鉄南	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	78	106	28	83	121	38	87	131
	認知症対応型通所介護	(回/年)	2	60	58	2	80	78	2	76
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	253	321	68	253	371	118	261	351
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	92	76	△16	92	75	△17	92	76
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	37	38	1	37	37	0	37	37
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	0	0	-	0
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	5,769	6,364	595	6,076	6,804
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	71	71	0	71	71	0	71	71
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	39	39	0	39	39	0	68	68	

日常生活 圏域名	サービス名	(単位)	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
			計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
4 西	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	332	268	△64	357	270	△87	371	292
	認知症対応型通所介護	(回/年)	460	807	347	496	944	448	513	902
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	303	345	42	303	289	△14	313	273
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	57	54	△3	57	59	2	75	78
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	48	25	△23	48	29	△19	48	29
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	8	8	-	30
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	7,292	5,811	△1,481	7,681	6,213
	定員(年度末)									
認知症対応型共同生活介護	(人)	63	63	0	81	81	0	81	81	
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	29	29	0	29	29	
5 広陽 ・若葉	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	53	67	14	57	92	35	59	100
	認知症対応型通所介護	(回/年)	499	476	△23	538	633	95	557	605
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	436	509	73	436	572	136	451	542
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	51	69	18	51	73	22	51	74
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	35	40	5	35	41	6	35	41
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	35	35	-	131
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	9,214	8,393	△821	9,705	8,974
	定員(年度末)									
認知症対応型共同生活介護	(人)	54	54	0	54	54	0	72	72	
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	29	29	0	58	29	
6 西帯広 ・開西	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	25	59	34	27	60	33	28	65
	認知症対応型通所介護	(回/年)	138	33	△105	148	0	△148	153	0
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	571	481	△90	571	452	△119	590	427
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	42	43	1	42	36	△6	42	37
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	29	32	3	29	35	6	29	35
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	41	41	-	153
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	4,956	4,136	△820	5,220	4,422
	定員(年度末)									
認知症対応型共同生活介護	(人)	45	45	0	45	45	0	63	63	
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	0	58	58	0	58	58	
7 南	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	22	23	1	23	35	12	24	38
	認知症対応型通所介護	(回/年)	89	381	292	96	405	309	99	387
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	582	554	△28	582	683	101	808	877
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	116	112	△4	116	111	△5	116	113
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	47	36	△11	47	35	△12	76	63
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	5	5	-	19
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	5,847	5,551	△296	6,159	5,935
	定員(年度末)									
認知症対応型共同生活介護	(人)	108	108	0	108	108	0	108	108	
地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	0	58	58	0	58	58	

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
			計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
8 川西 ・大正	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	0	12	12	0	11	11	0	12
	認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	63	96	33	63	100	37	65	10
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	30	32	2	30	33	3	30	34
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	4	11	7	4	13	9	4	13
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	0	0	-	0
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	519	267	△252	547	287
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	27	27	0	27	27	0	27	27
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	利用量									
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	567	614	47	609	680	71	633	736
	認知症対応型通所介護	(回/年)	1,968	1,951	△17	2,121	2,209	88	2,193	2,110
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	3,096	2,832	△264	3,096	3,093	△3	3,612	3,072
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	514	507	△7	514	505	△9	532	532
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	242	233	△9	242	244	2	300	300
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	-	-	-	-	93	93	-	540
	地域密着型通所介護	(回/年)	-	-	-	45,508	44,831	△677	47,934	47,934
	定員(年度末)									
	認知症対応型共同生活介護	(人)	530	530	0	548	548	0	584	584
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人)	242	242	0	300	300	0	358	329	

4 地域支援事業の費用の額及び量

高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防事業や総合相談支援等の包括的支援事業を推進しています。

地域支援事業の費用額及び量

(単位：千円)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
地域支援事業の費用額	308,149	295,734	△12,415	685,764	281,318	△404,446	983,724	609,963
介護予防・日常生活支援総合事業の費用額	67,705	57,743	△9,962	389,335	37,896	△351,439	684,074	323,123
包括的支援事業の費用額	162,646	162,146	△500	215,847	170,035	△45,812	216,138	208,506
地域包括支援センター設置数 (サテライト含む)	6か所	6か所	0か所	7か所	7か所	0か所	8か所	8か所
任意事業の費用額	77,798	75,845	△1,953	80,582	73,387	△7,195	83,512	78,334

5 介護保険事業費用

介護保険事業にかかる費用及び収入について、第六期計画と実績を対比したものが下表です。

保険給付費は、計画に対して平成 27 年度で 422,185 千円の減、平成 28 年度で 36,587 千円の増となっています。地域支援事業費は、計画に対して平成 27 年度で 12,415 千円、平成 28 年度で 404,446 千円の減となっています。

収入全体では、平成 27 年度で 131,028 千円、平成 28 年度 45,185 千円の減となっています。これは、保険給付費や地域支援事業費の支出の減少に伴い、国、北海道、社会保険診療報酬支払基金の負担金等や一般会計からの繰入金が増加したことによるものです。

(単位：千円)

区 分	平成27年度			平成28年度			平成29年度	
	計画	実績	増△減	計画	実績	増△減	計画	見込
介護保険費用(A)	12,587,730	12,153,130	△434,600	12,914,658	12,546,799	△367,859	13,640,439	13,596,083
保険給付費	12,279,581	11,857,396	△422,185	12,228,894	12,265,481	36,587	12,656,715	12,986,120
居宅介護（介護予防）サービス費	7,578,983	7,233,388	△345,595	7,600,680	7,617,654	16,974	7,841,054	8,118,460
施設介護サービス費	3,254,343	3,186,793	△67,550	3,188,732	3,183,515	△5,217	3,290,927	3,309,055
居宅介護（介護予防）サービス計画費	565,915	578,315	12,400	549,168	606,328	57,160	570,629	620,787
審査支払手数料	13,168	13,042	△126	13,632	11,837	△1,795	14,136	13,067
高額介護（予防）サービス費	297,447	298,515	1,068	319,181	335,621	16,440	342,499	375,281
特定入所者介護（介護予防）サービス費	569,725	547,343	△22,382	557,501	510,526	△46,975	597,470	549,470
地域支援事業費	308,149	295,734	△12,415	685,764	281,318	△404,446	983,724	609,963
介護保険収入(B)	12,587,730	12,456,702	△131,028	12,914,658	12,869,473	△45,185	13,640,439	13,596,083
保険給付費	12,279,581	12,160,968	△118,613	12,228,894	12,585,402	356,508	12,656,715	12,986,120
第1号被保険者保険料	2,628,548	2,596,597	△31,951	2,616,011	2,686,168	70,157	2,608,780	2,642,149
介護給付費負担金（国）	2,224,834	2,178,000	△46,834	2,218,702	2,254,394	35,692	2,298,717	2,368,460
調整交付金（国）	613,978	729,625	115,647	611,445	761,991	150,546	632,836	649,306
介護給付費交付金（支払基金）	3,438,282	3,345,285	△92,997	3,424,089	3,466,364	42,275	3,543,879	3,636,112
介護給付費負担金（道）	1,766,028	1,719,379	△46,649	1,755,688	1,769,065	13,377	1,814,714	1,852,027
一般会計繰入金（市）	1,534,947	1,518,974	△15,973	1,528,611	1,570,059	41,448	1,582,089	1,662,366
その他（返納金等）	4	148	144	4	3,017	3,013	4	4
介護給付費準備基金繰入金	72,960	72,960	0	74,344	74,344	0	175,696	175,696
地域支援事業費	308,149	295,734	△12,415	685,764	284,071	△401,693	983,724	609,963
第1号被保険者保険料	67,781	63,959	△3,822	150,857	69,545	△81,312	216,407	130,975
地域支援事業交付金（国）	110,679	96,535	△14,144	193,454	100,819	△92,635	253,657	170,790
調整交付金（国）	0	0	0	19,467	0	△19,467	34,204	16,156
地域支援事業支援交付金（支払基金）	18,958	16,829	△2,129	109,013	10,219	△98,794	191,541	90,475
地域支援事業交付金（道）	55,339	53,172	△2,167	106,460	50,410	△56,050	143,931	93,473
一般会計繰入金（市）	55,339	60,330	4,991	106,460	49,362	△57,098	143,931	108,024
その他（返納金等）	53	4,909	4,856	53	3,716	3,663	53	70
収入－費用(B-A)	0	303,572		0	322,674		0	
うち翌年度精算等分	0	66,958		0	73,785		0	
基金積立金	0	236,614		0	248,889		0	

6 介護保険制度の円滑な実施施策

(1) 市民参加の事業運営体制

介護保険事業の運営については、市の附属機関である帯広市健康生活支援審議会に専門部会として高齢者支援部会を設置し、市民の意見を反映する体制を構築しています。

また、地域包括支援センターの公平性・中立性の確保や地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を推進するため、被保険者や有識者などで構成する地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を設置しています。

(2) 市民及び事業者への情報提供

介護保険制度の概要や仕組み、利用方法等については、下記のとおり情報提供しているほか、高齢者相談員や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等による各種相談を通じ、理解・周知に努めています。

- ① 市広報紙 年 2 回 介護保険制度の概要・介護保険軽減制度の内容
- ② ふれあい市政講座 平成 27 年度 2 回 44 人 平成 28 年度 15 回 443 人
- ③ パンフレット配付 各コミュニティセンター等窓口で配付

(3) 要介護認定等の体制

要介護認定のための審査判定を行うため、保健・福祉・医療・介護の有識者による介護認定審査会を設置しています。平成 29 年 7 月より合議体を 10 から 12 に増やし審査件数の増加に対応しています。

- ① 審査会名 帯広市介護認定審査会
- ② 定数 60 名（平成 29 年 7 月以前は 50 名）
- ③ 合議体数及び定数 12 合議体（1 合議体の定数 5 名）
- ④ 構成団体及び選出人数 帯広市医師会 12 名・十勝歯科医師会 12 名・北海道看護協会十勝支部 4 名・北海道理学療法士会十勝支部 4 名・北海道作業療法士会十勝支部 2 名・日本介護福祉士会北海道支部十勝地区 6 名・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）4 名・地域包括支援センター及び在宅介護支援センター 2 名・帯広市介護支援専門員連絡協議会 7 名・北海道薬剤師会十勝支部 3 名・北海道社会福祉士会十勝地区支部 2 名、北海道栄養士会十勝支部 1 名、北海道歯科衛生士会十勝支部 1 名
- ⑤ 審査会開催回数 平成 27 年度 223 回 平成 28 年度 230 回
- ⑥ 適正な審査判定に対する取り組み 全体会議の開催 年 1 回

(4) 介護保険制度の低所得者等への施策

① 低所得者への保険料の軽減

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について、本市では、一定基準以下の所得である被保険者の負担を緩和するため、介護保険料の軽減制度を設けています。

(単位：人、円)

年度	軽減者数	軽減額
平成27年度	356	5,412,660
平成28年度	353	5,407,490
平成29年度 (9月末)	310	4,829,130

② 低所得者への利用料の軽減

生活困難と認められる人が必要な介護保険サービスを利用できるように、利用者負担の軽減制度を設けています。

本市においては、在宅サービス重視の観点から、軽減の範囲を拡充し、居宅サービスすべてを対象としています。

(単位：件、円)

年度	社会福祉法人が行う介護サービス		社会福祉法人以外の法人が行う介護サービス	
	軽減者数	軽減額	軽減者数	軽減額
平成27年度	1,130	43,979,937	757	19,932,682
平成28年度	1,129	42,444,428	805	20,508,993
平成29年度 (9月末)	-	-	419	8,475,713
対象サービス	訪問介護、通所介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び基準を緩和した事業、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業及び基準を緩和した事業 ※社会福祉法人のみ対象のサービス 介護老人福祉施設（地域密着型含む）			

※社会福祉法人が行う介護の軽減分は、年度末に確定する見込みである。
 ※各対象サービスには介護予防も含む

③ 住宅改修及び特定福祉用具販売の一時的利用者負担軽減

住宅改修及び特定福祉用具販売については、本来、利用者が先に費用の全額を支払い、後で9割分（または8割分）の給付を受ける償還払いとなっています。しかし、利用者にとっては、一時的に大きな負担となることから、本市ではその軽減を図るため、利用者が最初から費用の1割（または2割）の支払いで済む受領委任払い方式も実施しており、受領委任払いが可能な登録事業者の拡大を図っています。

（単位：件、か所）

年度	住宅改修				特定福祉用具販売			
	受領委任払	償還払	件数合計	登録事業所数	受領委任払	償還払	件数合計	登録事業所数
平成27年度	656	29	685	246	626	10	636	28
平成28年度	611	31	642	264	595	15	610	30
平成29年度 (9月末)	348	12	360	268	322	9	331	30

(5) 介護サービスの質の向上

介護サービスを必要とする要介護認定者等が「尊厳の保持」・「自立への支援」を基本に、自分らしい生活を継続していくためには、介護サービス事業者からの良質な介護サービスの提供が不可欠です。このため、介護サービスの質の向上に取り組んでいます。

① ケアマネジメント活動などへの支援

ケアマネジメント等に必要な専門的知識を習得するための研修会を実施するほか、関係団体が主催する研修会などへの支援を行っています。

② 利用者等への介護サービス事業者に関する情報の提供

介護保険課の窓口で認知症対応型共同生活介護事業所等の自己評価や外部評価の結果が閲覧できるほか、利用者が適切な介護サービス事業者を選ぶことができるようにするため、介護保険法に基づく「介護サービス情報の公表制度」の周知に努めています。

③ 地域密着型サービス事業者への指導

地域密着型サービス事業者への実地指導、集団指導等を計画的に実施することにより、適正な事業所運営を促し介護サービスの質の向上を図っています。

④ ケアマネジメントの適正化

地域包括支援センターが居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの日常的な個別指導・相談や、支援困難事例等への指導・助言等を行うことにより、ケアマネジメントの適正化に努めています。

(6) 介護給付費の適正化

介護給付費の適正化の推進は、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営につながることから積極的な取り組みが必要です。

このため、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）が提供する給付情報等を活用し、介護給付の効率化や適正化に努めています。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の基礎となる認定調査及び主治医意見書の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図っています。

② ケアプランの点検

居宅支援事業所等が作成するケアプランを点検し、適切なケアプラン作成の促しと給付の適正化につなげています。また、職能団体によるケアプランの質の向上を目的とした点検を実施しています。

③ 住宅改修等の点検

申請書類の点検や、実地調査を行うことにより、不適切又は不要な住宅改修や福祉用具の購入・貸与を防止し、利用者の身体の状態に応じて必要な利用を進めています。

④ 医療情報との突合及び縦覧点検

国保連から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正に努めています。

⑤ 介護給付費通知の送付

介護サービスの利用者に対して、介護給付に関する情報を定期的に提供して、介護サービス提供事業者からの架空請求や過剰請求などの防止を図っています。

第3章 計画推進の基本方向と施策の体系

1 高齢者の状況

本市の総人口と高齢者人口は、国勢調査結果によると、平成22年は総人口168,057人・高齢者人口37,544人、平成27年は総人口168,800人・高齢者人口44,587人となっており（外国人除く）、総人口の伸びに比べ高齢者人口が大きく増加しています。

本市では、帯広市人口ビジョンにおいて、これまでの人口動態や将来推計人口を分析し、今後目指すべき方向と人口の将来展望を示しており、平成37年（2025年）の総人口は、162,904人、高齢者人口は53,500人と推計しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所においては、平成37年（2025年）の総人口を153,758人、高齢者人口を50,167人と推計しており、総人口が減少する一方で高齢者人口が増加していくことが見込まれています。

さらに、高齢者数の増加のみならず、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯及び、認知症高齢者の増加も見込まれているところです。

なお、本計画の最終年である平成32年度（2020年度）、そして、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度（2025年度）までの総人口等の推移については、本市において、国から示されている推計方法をもとに、平成30年度からの人口移動率などから次のとおり推計しています。

2 計画推進の基本方向

(1) 施策の推進方向

団塊の世代が要介護認定率の高い後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、元気な高齢者はもとより、介護や日常生活上の支援が必要となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることができるように医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みである地域包括ケアの取り組みを推進することが重要です。

国は、平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取り組みを制度化し、市町村に対し、リハビリ職等と連携した効果的な介護予防の実施や地域共生社会の実現に向けて地域住民と協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していけるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備に努めるよう求めています。

本市においても、基本理念である『高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会』を目指し、今回の介護保険法等の改正に基づき、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを深化させるとともに、認知症施策の充実や、高齢者自らが日頃から健康の保持・増進や介護予防

に努め、生涯現役を目指して活動できるよう社会参加と自立を促す機会の提供を進めていきます。

地域包括ケアの取り組みを推進には、高齢者自らの取り組みである自助、地域のボランティア等による助け合いである互助、介護保険や医療保険等の共助、そして、高齢者保健福祉サービス等による公助の充実に努め、その組合せの多様性により、様々な高齢者ニーズに対応することが必要です。

こうしたことから、第七期計画は、第六期計画の地域包括ケアシステム構築の方向性を継承しつつ、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実等の視点から、次の施策の推進方向に沿って具体的な施策の展開を図ります。

- ① 高齢者のいきがづくり
- ② 健康づくり・介護予防の推進
- ③ 在宅サービスの充実
- ④ 施設サービスの充実
- ⑤ 地域で支える仕組みづくり
- ⑥ 認知症施策の推進

(2) 計画の推進体制

計画の実現に向けて、高齢者にかかわる様々な施策を展開していくため、医療、保健、福祉をはじめ、住まい、雇用、教育などの関係部課と連携を図りながら施策の推進に努めます。

また、具体的な施策の推進にあたっては、市民の参加、協力が不可欠なことから、医療・保健・福祉の関係団体をはじめ、関係する機関や団体等との連携を強め、市民の意見を反映した市民ぐるみの施策の推進に努めます。

なお、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、施策の展開にあたっては、常に事務事業の点検・見直しの視点をもって効率的・効果的な事業の推進を図ります。

(3) 計画の進捗管理・評価

計画の推進にあたっては、その進捗状況を点検し、P（計画）、D（事業実施）、C（点検評価）、A（改善）のサイクルに基づき、計画を着実に実施するとともに施策や事業の効果について、定量的な指標により点検評価を行います。

[基本理念]

高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で健康で生き生きと充実した生活を営むことができる社会

[施策の推進方向]

[具体的な施策]

第1節 高齢者のいきがづくり

- 1 交流機会の促進
 - (1) 社会参加の促進
 - (2) 生涯学習の推進
 - (3) 老人クラブの育成
 - (4) 交流機会の場の提供
- 2 就労の場の確保・拡大
 - (1) 雇用就業機会の確保・拡大
 - (2) 相談・斡旋機能との連携

第2節 健康づくり・介護予防の推進

- 1 健康づくりの推進
 - (1) 健康づくりの充実
- 2 生活習慣病予防と重症化予防
 - (1) 各種健診・がん検診などの実施
 - (2) 高齢者に対する予防接種の推進
- 3 一般介護予防事業
 - (1) 介護予防把握事業
 - (2) 介護予防普及啓発事業
 - (3) 地域介護予防活動支援事業
 - (4) 地域リハビリテーション活動支援事業
 - (5) 一般介護予防事業評価事業

第3節 在宅サービスの充実

- 1 総合的な相談体制の整備
 - (1) 総合相談体制の充実
 - (2) 日常生活圏域
 - (3) 地域包括支援センターの充実
- 2 介護予防・生活支援サービス事業
 - (1) 訪問型サービス事業
 - (2) 通所型サービス事業
 - (3) 介護予防ケアマネジメント事業
- 3 在宅医療・介護サービス
 - (1) 介護給付の充実
 - (2) 予防給付の充実
 - (3) 地域密着型サービスの整備・充実
 - (4) 在宅医療の充実
- 4 生活支援サービス
 - (1) ひとり暮らし等高齢者への支援
 - (2) ねたきり・認知症高齢者への支援
 - (3) 介護者への支援
- 5 住環境の整備

第4節 施設サービスの充実

- 1 介護保険施設等の整備
 - (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 2 多様な住まいの普及の推進

第5節 地域で支える仕組みづくり

- 1 市民の意識啓発
- 2 生活支援体制整備
- 3 ボランティア活動の促進
- 4 地域福祉の推進
 - (1) 地域福祉ネットワークの促進
 - (2) 高齢者虐待防止対策の推進
 - (3) 帯広市きづきネットワークの体制強化
 - (4) 悪質な訪問・電話勧誘販売等の防止対策の推進
- 5 成年後見制度等の充実
- 6 防災・防犯体制等の整備

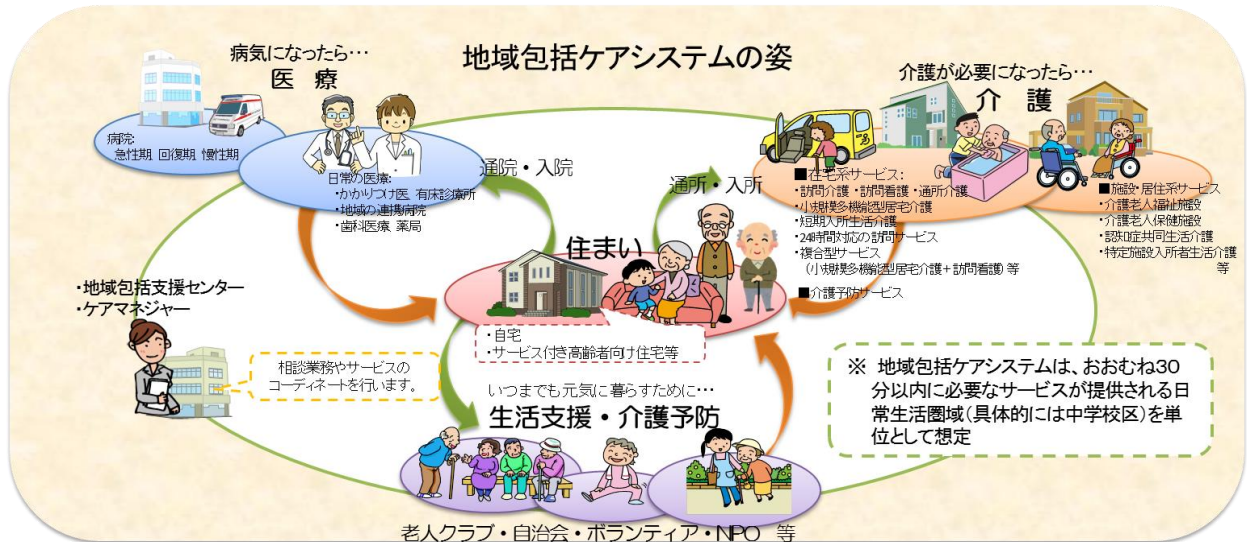
第6節 認知症施策の推進

- 1 正しい知識の普及・啓発
- 2 予防対策の推進
- 3 相談・支援体制の充実
- 4 医療と介護の連携強化
- 5 地域の見守り体制の構築

地域包括ケアの推進

第4章 施策の推進

第六期計画においては、地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを進めてきました。第七期計画における6つの施策の推進方向に沿って、以下の具体的施策に基づき、制度の持続可能性を確保することに配慮し、「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進していきます。



(出典：『全国介護保険担当課長会議資料』(平成26年7月28日)より)



(出典：『地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書』(地域包括ケア研究会 平成29年3月)より)

第1節 高齢者のいきがづくり

【施策の方向性】

これまでの取り組みを継続し、社会貢献活動等を通じたいきがづくりの機会の提供や趣味活動・スポーツ活動・学習活動等を通じたいきがづくりの促進をはじめ、老人クラブ等での交流機会を促進するほか、積極的な就労支援などに努め、高齢者がいきがいを持って生活できる環境づくりを推進し、より多くの高齢者が主体的に社会参加できるよう支援を進めます。

【具体的施策】

1 交流機会の促進

(1) 社会参加の促進

- ① 高齢者の健康づくりといきがづくりを支援し、積極的な社会参加、道路交通の安全確保及び環境負荷の低減を促すため、高齢者の公共交通機関による外出支援を進めます。
- ② 高齢者の豊富な知識や技術を活かして、懐かしい昔遊び教室、園芸などのイベントを通し世代間交流や地域交流の推進を図ります。
- ③ 高齢者の健康づくりといきがづくりを推進するため、ボランティア活動や研修会を支援し、社会参加の促進に努めます。

(2) 生涯学習の推進

- ① いきがづくりや仲間づくり、情報社会への適応などを目的とする学習の場や機会を提供するため、高齢者学級を開講するほか、その修了者による地域の自主グループの支援に努めます。
- ② 豊富な知識、経験、技術を活かしながら社会参加ができるよう、高齢者の地域ボランティア活動などの奨励に努めるとともに、世代間交流を進めます。
- ③ 高齢者の自主的な文化活動を進めるために、芸術文化の鑑賞機会や文化活動の発表機会の充実とともに、日々の生活に運動が取り入れられるよう、スポーツ活動に親しむ機会を充実します。

(3) 老人クラブの育成

- ① 身近な地域における高齢者相互の交流と社会参加の機会を拡充するため、老人クラブへの加入促進活動を支援します。
- ② 家に閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者等を訪問し、高齢者の孤独感や不安感の解消につなげる老人クラブの友愛訪問活動を支援します。

(4) 交流機会の場の提供

- ① 高齢者・障害者・福祉団体等の活動の場である「グリーンプラザ」や、高齢者が利用できる高齢者活動室・多目的活動室を備えた「市民活動交流センター」を維持するなど、高齢者がより交流しやすい環境づくりを進めます。
- ② 高齢者が、学校において児童・生徒との交流や学校支援等の活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- ③ 地域の高齢者等の交流の場である「地域交流サロン」の活動と運営を支援します。

2 就労の場の確保・拡大

(1) 雇用就業機会の確保・拡大

多様な就業ニーズと就労の場を結びつけるため、シルバー人材センターの事業運営を支援します。

(2) 相談・斡旋機能との連携

生涯現役社会の実現に向けて、帯広公共職業安定所（ハロワーク帯広）など関係機関と連携しながら高齢者の就労支援に努めます。

第2節 健康づくり・介護予防の推進

【施策の方向性】

糖尿病やがんなどの生活習慣病やこころの病の発症を予防することにより、生活の質(QOL)を維持し、いきがいを持ち健康で自立して暮らすことができる環境づくりが重要です。

また、要介護状態になってもその重度化を防ぐことができるよう、これまで培われてきた地域や人とのつながりを活かしつつ、自ら行う健康づくり・介護予防を支援する取り組みを進めます。

【具体的施策】

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの充実

食生活や運動、休養など健康づくりの知識の普及・啓発を図るほか、疾病の重症化予防やこころの健康に関する活動のわかりやすい情報発信、相談活動などに取り組みます。

① 健康教育

地域包括支援センターや様々な職種と連携しながら、町内会や婦人会、企業などを対象に食生活や運動、生活習慣病やがん検診、こころの健康などに関する講話や実技を地域に出向き行います。

② 健康相談

健診結果の説明や糖尿病などの生活習慣病予防等の健康づくりに関する相談や、ストレスや不安などのこころの健康に関する相談に応じます。

③ 訪問指導

訪問により健康問題を総合的に把握し、必要な保健指導を行います。

④ ボランティアの養成と育成

食生活改善推進員や健康づくり推進員などのボランティアを養成し、保健事業への参画など、地域活動へと展開するための支援を行います。

2 生活習慣病予防と重症化予防

(1) 各種健診・がん検診などの実施

① 特定健康診査

糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化の予防に努めます。

② 後期高齢者医療健康診査

後期高齢者の疾病の早期発見及び健康の保持増進に努めます。

③ 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症の早期発見・早期治療につなげるとともに、骨粗しょう症予防に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

④ 各種がん検診

胃がん・肺がん・子宮がん・乳がん・大腸がんなどの各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めます。

(2) 高齢者に対する予防接種の推進

高齢者に対する肺炎やインフルエンザの感染を防ぎ、重症化の予防に努めます。

3 一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

関係機関との連携、民生委員・児童委員等地域住民からの情報提供、住民からの相談などから収集した情報を活用して支援を必要とする人を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげるよう努めます。

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する知識の普及・啓発用パンフレットなどの作成・配布とともに、講話や実技を通して自主的な介護予防活動を継続するための支援をします。

(3) 地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、自主活動グループへ講師を派遣するなど介護予防に資する地域の自主的な活動組織の育成や運営などの支援を行います。また、ボランティア活動など社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を推進します。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の参画を促進します。

(5) 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図ります。

第3節 在宅サービスの充実

【施策の方向性】

国は、地域包括支援センターに対して事業の自己評価と質の向上を図ること、市町村に対して地域包括支援センターの実施状況の評価を義務付けており、適切な事業評価ができるよう取り組みを進めます。

また、多職種協働によるケアマネジメント支援を推進するための地域ケア会議を開催し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、医療機関や訪問看護などの在宅医療の充実や医療と介護の連携強化を進めます。

さらに、介護サービス基盤の整備については、地域密着型サービスの整備を進めます。

【具体的施策】

1 総合的な相談体制の整備

(1) 総合相談体制の充実

総合相談窓口や地域包括支援センター等において、高齢者の個々のニーズに合った介護、保健、福祉、医療等にかかわるサービスの総合的な相談、調整、支援を推進します。

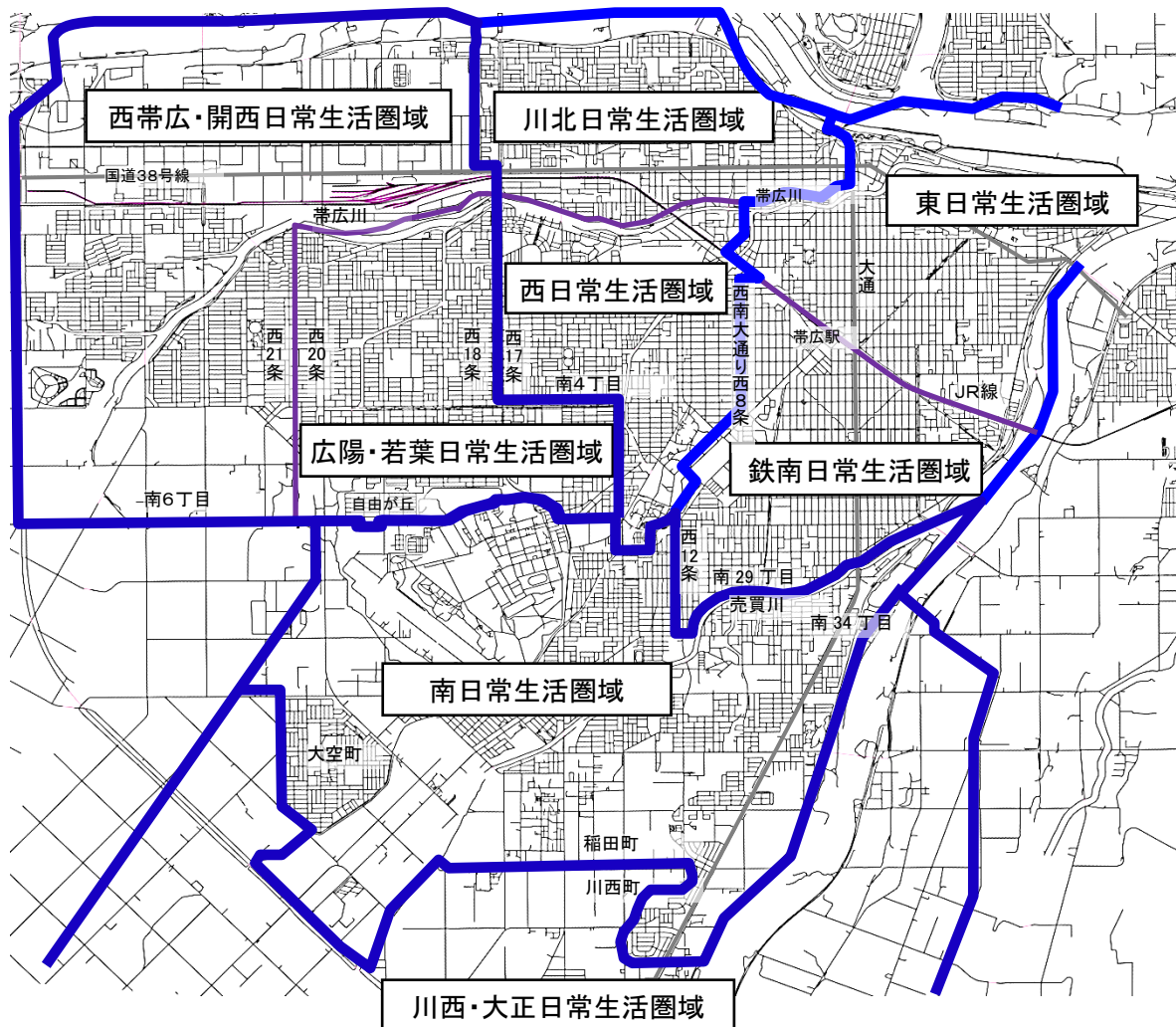
(2) 日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域や在宅での生活を継続していくためには、在宅サービス利用者の生活圏域ごとに、24時間切れ目のないサービスを総合的・包括的に提供できる体制整備が必要です。

そのため、これまでの市内全域を想定したサービス提供体制の整備に加え、身近で地域の特性に応じた多様なサービスの提供が可能な「地域密着型サービス」の整備が重要となっています。

地域密着型サービスの整備は、市内8つの日常生活圏域ごとの状況やバランスを考慮して進めていきます。

帯広市 日常生活圏域設定図



日常生活圏域の設定		区 域
1	東	市街地の東部に位置し、東は札内川、西は国道 241・236 号線、帯広川・ウツベツ川、南は根室本線、北は十勝川に囲まれた地区。(住区：東、柏、駅前)
2	川北	市街地の北部に位置し、東は 241・236 号線、西は帯広北新道（西 18 条通西側）、南は帯広側、北は十勝川に囲まれた地区。(住区：北栄、啓北、栄)
3	鉄南	市街地の東南部に位置し、東は札内川、西は西南大通（西 8 条通）・緑ヶ丘公園、公園東通、南は売買川、北は根室本線に囲まれた地区。(住区：光南、駅南、明星、緑栄)
4	西	市街地の中東部に位置し、東は西南大通（西 8 条通）・緑ヶ丘公園、西は弥生新道、南は春駒通・15 条通、北は帯広川に囲まれた地区。(住区：競馬場、柏林台、白樺、緑ヶ丘)
5	広陽・若葉	市街地の中西部に位置し、東は弥生新道・15 条通、西は栄通、南は自衛隊北側、北は帯広側に囲まれた地区。(住区：広陽、若葉)
6	西帯広・開西	市街地の西部に位置し、帯広北新道（西 18 条通西側）・栄通、西は芽室町界、南は南 6 線、北は十勝川以北の中島地区を含む地区。(住区：西帯広、開西)
7	南	市街地の南部に位置し、東は札内川、西は芽室町界、南は清流の里を含む稲田 3 号線、北は売買川・自衛隊北側に囲まれた地区。(住区：豊成、南町、稲田、大空)
8	川西・大正	本市の南部に位置し、東は幕別町界、西は芽室町界、南は中札内村界、北は稲田 3 号線・帯広刑務所以南に囲まれた地区。(住区：川西・大正)

日常生活圏域ごとの状況

日常生活圏域名	面積 (km ²)	人口 (人)	高齢者人口 (人)	要介護(支援)認定者数 (人)	サービス基盤(第六期計画末)						
					施設系サービス			居住系サービス			
					区分	施設	床数	区分	施設	床数	
1 東	7.83	15,556	4,384	計	1,015	計	1	29	計	11	495
				要支援	305	特養			グループホーム	5	90
				要介護	710	小規模特養	1	29	特定施設	6	405
						老健			(ショートステイ)		
						療養型			(小規模多機能)	(1)	(25)
2 川北	6.82	23,311	6,246	計	1,267	計	3	158	計	5	122
				要支援	405	特養			グループホーム	4	72
				要介護	862	小規模特養	2	58	特定施設	1	50
						老健	1	100	(ショートステイ)	(2)	(11)
						療養型			(小規模多機能)	(3)	(72)
3 鉄南	5.58	22,629	6,487	計	1,395	計	4	147	計	7	181
				要支援	459	特養	1	79	グループホーム	5	71
				要介護	936	小規模特養	3	68	特定施設	2	110
						老健			(ショートステイ)	(1)	(4)
						療養型			(小規模多機能)	(2)	(58)
4 西	5.10	20,083	5,614	計	1,271	計	3	229	計	4	81
				要支援	416	特養			グループホーム	4	81
				要介護	855	小規模特養	1	29	特定施設		
						老健	2	200	(ショートステイ)	(1)	(1)
						療養型			(小規模多機能)	(2)	(50)
5 広陽・若葉	5.80	27,558	8,414	計	1,470	計	1	29	計	5	123
				要支援	493	特養			グループホーム	4	72
				要介護	977	小規模特養	1	29	特定施設	1	51
						老健			(ショートステイ)	(1)	(10)
						療養型			(小規模多機能)	(2)	(58)
6 西帯広・開西	19.05	21,374	5,378	計	860	計	3	158	計	4	63
				要支援	254	特養			グループホーム	4	63
				要介護	606	小規模特養	2	58	特定施設		
						老健	1	100	(ショートステイ)	(1)	(7)
						療養型			(小規模多機能)	(3)	(83)
7 南	18.36	30,605	7,969	計	1,648	計	6	408	計	8	308
				要支援	477	特養	2	200	グループホーム	6	108
				要介護	1,171	小規模特養	2	58	特定施設	2	200
						老健	1	100	(ショートステイ)	(3)	(40)
						療養型	1	50	(小規模多機能)	(3)	(87)
8 川西・大正	550.40	6,419	2,063	計	472	計	2	195	計	3	27
				要支援	145	特養	2	195	グループホーム	3	27
				要介護	327	小規模特養			特定施設		
						老健			(ショートステイ)	(2)	(45)
						療養型			(小規模多機能)		
合計	618.94	167,535	46,555	計	9,398	計	23	1,353	計	47	1,400
				要支援	2,954	特養	5	474	グループホーム	35	584
				要介護	6,444	小規模特養	12	329	特定施設	12	816
						老健	5	500	(ショートステイ)	(11)	(118)
						療養型	1	50	(小規模多機能)	(16)	(433)

※平成29年9月末現在(サービス基盤については、建設中を含む。)

特養 : 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
 小規模特養 : 地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)
 老健 : 介護老人保健施設
 療養型 : 介護療養型医療施設
 グループホーム : 認知症対応型共同生活介護
 特定施設 : 特定施設入居者生活介護
 ショートステイ : 短期入所生活介護
 小規模多機能 : 小規模多機能型居宅介護

(3) 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センター事業の評価指標を設定し、適切な評価を行うことで効果的かつ効率的な運営を目指します。

また、地域包括ケアシステム実現のために有効とされている「地域ケア会議」の開催に取り組み、帯広市地域ケア会議体系図に基づき、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築、地域の課題の整理から必要な施策を検討する帯広市ネットワーク会議につなげます。

① 包括的支援事業の実施

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務のほか、総合事業における介護予防ケアマネジメント事業の実施、ひとり暮らし高齢者への支援を一体的に実施していきます。

② 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターへの相談件数は年々増加しており、認知症、精神疾患、虐待事例などの専門的な知識、技術が必要な相談が増えているほか、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進など求められる機能も多様化しています。地域包括支援センターの適切な事業評価に努め、人員体制が確保され、質の向上につながるよう取り組みを進め、効果的かつ効率的な運営を目指します。

③ 地域ケア会議の推進

地域包括支援センターは、個別ケースを検討するため個別ケア会議を開催し、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりに取り組み、さらに、個別ケースの課題分析等の積み重ねで得られた内容を日常生活圏域単位で整理し、明確にするための圏域ケア会議を開催します。

また、帯広市ネットワーク会議は、日常生活圏域単位では解決が困難な市全体で対応すべき課題を整理し、地域に必要な社会資源の開発や地域づくり等につなげます。

2 介護予防・生活支援サービス事業

帯広市独自の緩和した基準及び住民主体のサービスを含む介護予防・生活支援サービス事業について、要支援1・2の人、事業対象者の利用実績及び見込み等を勘案し、専門的なサービスに加え、健康な高齢者を含む地域住民やNPO法人など多様な主体によるサービス提供体制の整備に努めます。

(1) 訪問型サービス事業

在宅での日常生活に支障のある人が、身体の介助や日常生活の援助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の整備を行います。

また、緩和した基準で行うサービスの従事者の養成及び健康な高齢者を含む地域住民

やNPO法人などの多様な主体によるサービスの創出を図るなど、提供体制の整備に努めるほか、現在実施していないサービス類型の実施についても、ニーズ及び地域の実態を把握しながら、引き続き検討していきます。

(2) 通所型サービス事業

在宅で生活している人が心身機能の維持向上のためデイサービス等で日常生活訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

また、現在実施していないサービス類型についても、ニーズ及び地域の実態を把握しながら、引き続き検討していきます。

(3) 介護予防ケアマネジメント事業

地域包括支援センターなどが対象者の状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようにケアプランを作成し、在宅生活が継続できるよう支援します。

3 在宅医療・介護サービス

介護給付（要介護1～5）や予防給付（要支援1・2）の介護保険在宅サービス、日常生活圏内での地域密着型サービスの提供体制の整備・充実等を図るとともに、医療ニーズの高い高齢者に対し、医療や介護サービスを切れ目なく提供するという観点から、看護小規模多機能型居宅介護や24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することにより、医療と介護の連携の強化等に努めます。

(1) 介護給付の充実

これまでの在宅サービスの利用実績・見込みや要介護者等の伸びなどの状況を勘案し、要介護者の自立した生活を支援するために介護給付の提供体制の充実に努めます。

① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

在宅での日常生活に支障のある要介護認定者等が、身体の介助や日常生活の援助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

② 訪問入浴介護

在宅での入浴が困難な要介護認定者等が、巡回入浴車を利用した入浴介助を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

③ 訪問看護

通院が困難な要介護認定者等が在宅で医療的処置などを受けることにより、健やかで安心した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

④ 訪問リハビリテーション

通院等の困難な要介護認定者等が在宅で機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑤ 通所サービス

ア 通所介護（デイサービス）

在宅の要介護認定者等がデイサービスセンター等で心身機能の維持・向上のため機能訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

イ 通所リハビリテーション（デイケア）

在宅の要介護認定者等が介護老人保健施設等で心身機能の維持・回復を図るため理学療法等を受けることにより、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑥ 短期入所サービス（ショートステイ）

要介護者等が心身機能を維持し、在宅生活の継続や家族の介護負担軽減を図るレスパイトケアを推進するため、短期的に介護老人福祉施設等に入所できるショートステイのサービス提供体制の充実に努めます。

また、家族の突然の怪我や病気、葬儀等の緊急時に利用できる緊急ショートステイのサービス提供体制の充実に努めます。

⑦ 居宅療養管理指導

通院等が困難な要介護認定者等が在宅で医師等から心身の状況に応じた療養上の管理指導を受けることにより、質の高い療養生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑧ 福祉用具の貸与・購入

要介護認定者等が心身の状況等に応じた福祉用具の貸与を受けたり、購入したりすることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑨ 住宅改修

要介護認定者等の心身の状態に応じた住宅改修が行われることにより、できる限り在宅で自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑩ 特定施設入居者生活介護

要介護認定者等の多様な住まいへのニーズに応じたサービス提供体制の充実に努めます。

(2) 予防給付の充実

介護保険法の基本理念である「自立支援」を基本とし、高齢者等が介護の必要な状態

にならずに、可能な限り健康で元気な生活を送ることができるように、心身状態の維持・改善の見込まれる要支援者への予防給付の提供体制の充実に努めます。

(3) 地域密着型サービスの整備・充実

「地域密着型サービス」とは、高齢者が要支援又は要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、サービスの提供を行うものです。

本市においても、日常生活圏域内でサービス提供ができるよう、関係事業者等の協力を得ながらサービス提供体制の整備・充実に努めます。

① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

3ユニット定員27人の整備を進めます。

② 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

日常生活圏域の1圏域に29床の整備を進めます。

③ 小規模多機能型居宅介護

通いのサービスを中心として、訪問や泊まりを組み合わせたサービスを受けられる小規模多機能型居宅介護の提供体制の充実に努めます。

④ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズも高い高齢者の在宅生活を支えるため、介護と看護の両面から柔軟なサービスを提供するため、日常生活圏域の1圏域に29床の整備を進めます。

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を密接に連携した定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に努めます。

⑥ 地域密着型通所介護

在宅の要介護認定者等がデイサービスセンター等で心身機能の維持・向上のため機能訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

⑦ 認知症対応型通所介護

認知症の人がデイサービスセンター等で心身機能の維持・向上のため機能訓練などを受けることにより、孤立感が解消されるとともに、能力に応じ、自立した生活を送ることができるよう、必要なサービス提供体制の充実に努めます。

(4) 在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、医療機関や訪問看護等の在宅医療の充実とともに、医療と介護の連携強化が重要な課題となります。

在宅医療においては、医師をはじめ、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、訪問看護・訪問リハビリテーション・生活支援サービス提供者等との連携が必要になるとともに、

市民や医療・介護関係者の在宅医療に関する理解が大切です。

本市においては、在宅医療・介護ネットワーク会議を立ち上げ、多職種が協働しながら地域課題の抽出や対応策の検討を行っています。加齢に伴う疾病やがんの終末期で医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅支援の体制を整えるために、次の在宅医療・介護連携推進事業を行います。

- ① 地域の医療・介護資源の把握
- ② 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- ③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築・推進
- ④ 医療・介護関係者の情報共有
- ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥ 医療・介護関係者の研修
- ⑦ 地域住民への普及啓発
- ⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係町村の連携

4 生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の高齢者が増加することから、関係機関や民間企業との連携を図りながら、安否確認や見守り体制等の充実を図ります。

また、介護者の支援について介護者同士が交流できる場の充実に努めます。

(1) ひとり暮らし等高齢者への支援

安否確認・見守りサービス等で孤独感の解消を図り、在宅生活が可能となるよう高齢者サービスを推進します。

(2) ねたきり・認知症高齢者への支援

理美容サービスなど、ねたきり高齢者の在宅支援のサービスを推進します。

(3) 介護者への支援

在宅の高齢者を介護する人の心身及び経済的負担の軽減を図るためのサービスを推進します。

(4) 生活支援サービスに関する事業

ひとり暮らし等高齢者、ねたきり・認知症高齢者及び介護者の生活支援のため、次のサービスの実施に努めます。

① ひとり暮らし高齢者訪問活動事業

ひとり暮らし高齢者の安否確認と緊急時の速やかな対応を図るために、乳酸菌飲料の宅配等による訪問活動を行うことにより、ひとり暮らし高齢者の安全な生活の確保に努めます。

② 高齢者在宅生活援助サービス

介護保険対象外となる除雪など、軽易な日常生活の援助として低所得者に対する在宅生活援助事業を行うことにより、在宅高齢者の自立した生活の確保に努めます。

③ 緊急通報システム事業

日常生活上、注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者等の急病や事故などの緊急時の対応を図るため、緊急通報装置を設置します。

④ 食の自立支援事業（配食サービス）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの必要な世帯に対して、介護予防の観点から栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、生活習慣病の予防も考慮した食事を提供しています。また、配達時に安否確認を行います。

⑤ 短期入所施設利用等移送サービス

寝たまま乗車・移送できる特殊車両により、重度の在宅ねたきり高齢者等に移送サービスを提供しています。

⑥ ねたきり高齢者等寝具類クリーニングサービス

ねたきり高齢者等の清潔で快適な生活環境を維持するため、寝具類クリーニングサービスの提供を行います。

⑦ ねたきり高齢者等理美容サービス

ねたきり高齢者等の保健衛生の増進を図るため、在宅での理美容サービスの提供を行います。

⑧ 家族介護用品支給事業

在宅の高齢者を介護する人の経済的負担軽減を図るために、要介護3以上の低所得の人に対して、介護用品と引換えのできる給付券を支給します。

⑨ 家族介護者支援

在宅で高齢者を介護している家族の心身の負担を軽減するため、介護者相互の情報交換及び交流等の場の充実に努めます。

⑩ その他のサービス

高齢者や身体に障害のある人などの状況に応じて、ごみの戸別収集に引き続き取り組みます。

5 住環境の整備

- (1) 市営住宅においては、高齢者世帯等が安心して住み続けられるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方にに基づき、住宅の整備を進めます。
- (2) 高齢者世帯等の居住のための公的賃貸住宅の整備を進めます。
- (3) 高齢者が安心して使えるユニバーサルデザインの居室等へ改造を進めるため、「ユニバーサルデザイン住宅補助金」等の活用を促します。
- (4) 公共建築物をはじめ道路、公園、公共交通機関等について、市民や関係機関の協力を得ながら、誰もが安心して利用できる環境整備の促進に取り組みます。

第4節 施設サービスの充実

【施策の方向性】

日常生活圏域ごとのバランスや入所希望者の実態、緊急性などを見極めるとともに、介護人材確保の課題も考慮しながら、慎重に整備を進めます。

また、北海道の医療計画や帯広市住生活基本計画との整合性を図るため、関係部課と連携し、必要量の確保と質の向上に配慮した整備を進めます。

【具体的施策】

1 介護保険施設等の整備

中重度の要介護者に対しては、心身の状況、生活環境等に応じた適切な施設サービスの確保が必要となっていますが、住み慣れた地域での居住を望む声が多いことから、第七期計画においても、地域密着型の小規模施設整備を重視しながら、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を進めます。

(1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

① 広域型

既存施設の用途変更により 25 床増床します。(短期入所生活介護より転換)

② 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

日常生活圏域の 1 圏域に 29 床の整備を進めます。

(再掲、第3節 在宅サービスの充実、3 在宅医療・介護サービス、(3) 地域密着型サービスの整備・充実)

2 多様な住まいの普及の推進

高齢者が多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいを選ぶことができるようにするため、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの多様な住まいに関する様々な情報の周知に努めます。

【第七期計画における施設等の整備計画】

日常生活 圏域名	第七期計画中の整備（予定）					
	平成30年度 (2018年度)		平成31年度 (2019年度)		平成32年度 (2020年度)	
	施設	床数	施設	床数	施設	床数
5 広陽・若葉	グループホーム		1	18		
	小規模特養		1	29		
	看護小規模多機能		1	29		
8 川西・大正	広域特養	増床	15	増床	10	
全圏域対象	グループホーム		増床	9		
合計	グループホーム		1	27		
	小規模特養		1	29		
	看護小規模多機能		1	29		
	広域特養	増床	15	増床	10	

特養：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 小規模特養：地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）
 老健：介護老人保健施設
 療養型：介護療養型医療施設
 医療院：介護医療院
 グループホーム：認知症対応型共同生活介護
 小規模多機能：小規模多機能型居宅介護
 看護小規模多機能：看護小規模多機能型居宅介護

第5節 地域で支える仕組みづくり

【施策の方向性】

疾病や同居者の有無、経済状況の違いなど一人ひとりの高齢者が抱えるニーズを満たすため、高齢者自らの取り組みによる自助、介護保険サービスや医療保険の共助、高齢者保健福祉サービスや生活保護などの公助に加え、市民同士が支え合う互助の取り組みを支援し、その体制整備を進めます。

【具体的施策】

1 市民の意識啓発

高齢社会の問題を市民一人ひとりの問題として捉えられるよう、市民の意識啓発を図り、町内会、子ども会、老人クラブなどの連携を深め、交流促進に努めます。

2 生活支援体制整備

地域包括ケアにおける互助の体制整備として、第1層生活支援コーディネーター及び各日常生活圏域に地域支え合い推進員を配置し、市民の参画による生活支援を推進するための協議体を開催するなど、協働による市全域及び各日常生活圏域の実情に応じた重層的な地域支え合いを推進します。

また、第1層生活支援コーディネーター及び地域支え合い推進員の活動により把握・資源開発された生活支援の取り組みに関する情報について、市民及び関係者へ適切かつ迅速な提供に努めます。

3 ボランティア活動の促進

各種ボランティア養成事業を通じて市民のボランティア活動に対する意識啓発及びボランティアの養成、ボランティア団体の育成・支援並びに各関係団体との連携を図ります。

4 地域福祉の推進

(1) 地域福祉ネットワークの促進

各種団体の事業を通じて地域の民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会の福祉関係者の連携を図ります。また、ボランティア団体の育成や支援のほか、団塊の世代等の幅広い知識と経験を活用し、地域福祉活動の充実、促進に努めます。

(2) 高齢者虐待防止対策の推進

虐待の早期発見と迅速な対応と支援に結びつけるため、地域包括支援センターや高齢者虐待防止ネットワークの機能を活用して高齢者虐待防止対策を推進します。

(3) 帯広市きづきネットワークの体制強化

民間事業所、医療機関、町内会などの団体、関係機関、そして市関係部課との連携を図りながら、高齢者や障害者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、地域の見守り体制強化に取り組みます。

(4) 悪質な訪問・電話勧誘販売等の防止対策の推進

帯広消費者協会など関係機関と連携し、高齢者に対する悪質な訪問販売や電話勧誘販売、振り込め詐欺等の防止対策を推進します。

5 成年後見制度等の利用促進

認知症などにより判断能力が低下した高齢者の財産・金銭管理や身上監護など、成年後見支援制度の利用が必要な人の活用を図るため、成年後見センター「みまもーる」を中心に制度周知や相談体制の強化を図るとともに、後見等に必要な知識等を習得した市民後見人を養成するなど権利擁護体制の充実に努めます。

6 防災・防犯体制等の整備

- (1) 「おびひろ避難支援プラン」に基づき、災害時において自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの「災害時要援護者」に対する避難支援計画の作成を促進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- (2) 関係機関や老人クラブ等と連携して、各種研修会や講習会を実施し、高齢者の交通事故防止及び市民ぐるみの交通安全思想の普及に努めます。
- (3) 高齢者や障害者が安全に通行できる道路の整備に努めます。

第6節 認知症施策の推進

【施策の方向性】

認知症に対する理解を深めるための普及・啓発を進めるとともに、地域住民、関係機関、民間企業及び行政が連携した地域の見守り体制の充実を図ります。

また、早期相談や早期診断後の支援をするため、関係機関との連携強化を進めます。

【具体的施策】

1 正しい知識の普及・啓発

認知症の人やその家族の地域生活を支援するため、認知症ガイドブックの活用や「認知症サポーター養成講座」などを通じ、認知症の発症予防や若年性認知症を含めた認知症に関する正しい知識の普及・啓発を促進します。特に、認知症の人を含む高齢者への対応が多いと考えられる企業のほか、若年層から壮年層の働き盛り世代を対象に養成講座を開催するとともに、小・中学生向けに学校での開催を行うなど、取り組みを進めます。

2 予防対策の推進

高血圧、糖尿病や喫煙などは認知症の危険因子とされており、生活習慣病と認知症の関係についての周知・啓発を出前健康講座などを通して行います。

また、運動、社会交流や趣味活動などが認知機能低下の予防につながることを踏まえ、地域交流サロンや自主活動グループへの参加を促進します。

3 相談・支援体制の充実

認知症施策を地域で推進するため、地域包括支援センターによる総合相談や権利擁護事業に取り組みます。

認知症初期集中支援チームが関係機関と連携を図りながら、早期相談や早期診断後の支援につなげます。

また、認知症の人やその家族、地域住民、専門職が相互に情報を共有し、相談できるつどいの場として認知症カフェの登録数の拡大を進めるとともに、認知症サポーターの活用など、支援体制の充実を図ります。

4 医療と介護の連携強化

認知症地域支援推進員が認知症疾患医療センター等と連携し、地域の支援機関相互の連携を図るための支援を行います。また、認知症ケアに携わる多職種の研修等により、医療と介護の連携強化を図ります。

5 地域の見守り体制の構築

関係機関と連携し、保健、医療、福祉サービスの調整を図り、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人クラブ、町内会、民間企業や、認知症サポーター等による見守り体制を充実させ、認知症の人の早期発見、早期対応に努めます。

また、警察、保健所、介護サービス事業所や民間事業者等による「徘徊高齢者等SOSネットワーク」により、徘徊高齢者等の早期発見・再発予防に努めます。

さらに、認知症サポーターが復習も兼ねて学習する機会を設け、認知症サポーターの任意性を維持しつつ、意欲に応じ具体的な活動に結びつくよう支援し、認知症の人への声かけや対応方法などを体験して学ぶ徘徊模擬訓練等を通じて、地域での見守り体制を強化します。

評価に用いる指標

施策	指標名	基準値	参考値	目標値		
		平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
高齢者のいきがづくり 健康づくり・介護予防の推進	介護予防事業において社会参加を継続している人数 (人)	—	873	920	960	1,000
在宅サービスの充実	個別ケア会議開催数 (回)			増加	増加	増加
施設サービスの充実	地域密着型介護老人福祉施設の床数 (床)	300	319	319	348	348
地域で支える仕組みづくり	ちょっとした支え合いサポーター養成講座の受講者数 (人)	91	183	283	383	483
認知症施策の推進	認知症サポーター数 (人)	13,107	15,007	16,670	18,670	20,670

指標名	説明
介護予防事業において社会参加を継続している人数	地域介護予防活動支援事業に参加し、高齢者が自ら健康づくりや介護予防、いきがづくりに継続的に取り組むことを測る指標としている。
個別ケア会議開催数	個別ケア会議を開催し、地域住民や多職種協働による地域のネットワーク構築が進むことで在宅サービスの充実を測る指標としている。
地域密着型介護老人福祉施設の床数	地域密着型の小規模施設を整備し、日常生活圏域ごとのバランスや入所希望者の実態、緊急性などを見極めながら施設サービスの充実を測る指標としている。
ちょっとした支え合いサポーター養成講座の受講者数	ちょっとした支え合いサポーター養成講座を受講し、互助による支え合いを理解した人の平成 28 年度からの累計人数であり、高齢者の生活支援を地域で支える仕組みの充実を測る指標としている。
認知症サポーター数	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を身につけた証であるオレンジリングを交付された人の平成 22 年度からの累計人数であり、認知症高齢者やその家族を地域で支える仕組みの充実を測る指標としている。

第5章 介護保険事業の見込み

1 被保険者数の見込み

人口及び被保険者数の推計については、「第7期将来推計用の推計人口の配布について」（平成27年7月14日付け厚生労働省通知）において、目的、人口推計の考え方や推計人口などが示され、平成27年度国勢調査の人口と平成25年3月推計の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口に用いられた生存率などから推計された人口に基づいて見込みました。

推計結果は次表のとおりで、高齢者人口が増加する一方、64歳未満人口や総人口は減少する見込みです。平成32年度（2020年）の高齢者人口は49,309人で高齢化率は29.9%と見込み、第1号被保険者数についても同人数と推計しました。また、第2号被保険者（40歳～64歳）は59,370人と見込みました。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）には、総人口比率で65歳～74歳を75歳以上が上回る見込みとなりました。

（単位：人）

年齢区分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
推計総人口	166,565	165,647	164,724	158,780
40歳未満	61,982	60,677	59,370	53,946
40歳～64歳	57,119	56,583	56,045	53,758
65歳～74歳 (A)	23,683	23,940	24,197	21,394
(総人口比率)	14.2%	14.5%	14.7%	13.5%
75歳以上 (B)	23,781	24,447	25,112	29,682
(総人口比率)	14.3%	14.8%	15.2%	18.7%
高齢者計 (A)+(B)	47,464	48,387	49,309	51,076
(総人口比率)	28.5%	29.2%	29.9%	32.2%
第1号被保険者数	47,464	48,387	49,309	51,076

※年度平均の推計値

2 要介護認定者数の見込み

(1) 推計の方法

要介護認定者数は、平成28年4月から平成29年9月までの年齢群ごとの要介護認定率をもとに、平成29年10月以降の要介護認定率を算出し推計しました。

要介護認定率等の推移

(単位：人)

		40歳～64歳			65歳～74歳			75歳以上		
		被保険者数	要介護認定者数	認定率	被保険者数	要介護認定者数	認定率	被保険者数	要介護認定者数	認定率
平成28年	4月	57,673	186	0.3%	23,162	1,240	5.4%	21,816	7,618	34.9%
	5月	57,686	188	0.3%	23,200	1,246	5.4%	21,892	7,616	34.8%
	6月	57,728	193	0.3%	23,205	1,262	5.4%	21,941	7,653	34.9%
	7月	57,716	200	0.4%	23,202	1,250	5.4%	22,020	7,701	35.0%
	8月	57,704	194	0.3%	23,245	1,261	5.4%	22,079	7,716	35.0%
	9月	57,718	195	0.3%	23,224	1,262	5.4%	22,154	7,742	35.0%
	10月	57,678	186	0.3%	23,235	1,263	5.4%	22,202	7,753	34.9%
	11月	57,658	193	0.3%	23,224	1,258	5.4%	22,266	7,779	34.9%
	12月	57,659	195	0.3%	23,264	1,258	5.4%	22,284	7,825	35.1%
平成29年	1月	57,546	194	0.3%	23,283	1,242	5.3%	22,395	7,787	34.8%
	2月	57,516	185	0.3%	23,295	1,241	5.3%	22,490	7,823	34.8%
	3月	57,314	183	0.3%	23,317	1,254	5.4%	22,595	7,906	35.0%
	4月	57,326	185	0.3%	23,369	1,255	5.4%	22,656	7,962	35.1%
	5月	57,279	185	0.3%	23,418	1,258	5.4%	22,706	7,949	35.0%
	6月	57,223	190	0.3%	23,487	1,265	5.4%	22,766	8,011	35.2%
	7月	57,165	187	0.3%	23,517	1,256	5.3%	22,816	8,054	35.3%
	8月	57,109	189	0.3%	23,577	1,271	5.4%	22,856	8,069	35.3%
	9月	57,111	188	0.3%	23,585	1,274	5.4%	22,933	8,114	35.4%

(2) 介護度別認定者数の見込み

介護度別認定者数は次表のとおりで、計画最終年度の平成32年度(2020年度)には、第1号被保険者で10,027人、第2号被保険者で187人の要介護認定者数を見込みました。

介護度別要介護認定者数の見込み

(単位：人)

区 分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
認定者数	9,848	10,074	10,301	11,619
40歳～64歳	192	190	189	181
第1号被保険者計	9,656	9,884	10,112	11,438
65歳～74歳	1,287	1,301	1,315	1,162
75歳～	8,369	8,583	8,797	10,276
要支援1	1,537	1,575	1,614	1,837
要支援2	1,562	1,600	1,639	1,864
要介護1	2,438	2,500	2,561	2,917
要介護2	1,478	1,515	1,552	1,768
要介護3	1,064	1,091	1,118	1,273
要介護4	971	995	1,020	1,173
要介護5	798	798	797	787

3 介護サービス利用の見込み

(1) 介護サービス利用者数の見込み

平成30年度から平成32年度(2020年度)までの施設・居住系サービスを除いた居宅介護サービス利用者数は、平成27年度及び平成28年度の介護度別受給率と平成29年4月から9月までの介護度別受給率をもとに推計しました。

介護サービス利用者数の見込み

(単位：人/月)

区 分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
介護サービス利用者合計	6,530	6,720	6,918	7,819
標準的居宅サービス等利用者数	4,055	4,205	4,332	4,906
施設・居住系サービス利用者数計	2,475	2,515	2,586	2,913
施設サービス利用者数	1,407	1,425	1,459	1,644
地域密着型介護老人福祉施設	319	319	348	406
介護老人福祉施設	551	560	560	600
介護老人保健施設	499	508	513	600
介護療養型医療施設	38	38	38	38
居住系サービス利用者数	1,068	1,090	1,127	1,269
認知症対応型共同生活介護	559	575	597	687
特定施設入居者生活介護	509	515	530	582
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0

(2) 介護サービス別利用量の見込み(要介護1～5)

サービス種類	(単位)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
居宅サービス					
訪問系サービス					
訪問介護	(回/年)	373,314	381,912	391,710	452,392
訪問入浴介護	(回/年)	3,672	3,775	3,826	4,502
訪問看護	(回/年)	30,409	31,843	32,780	39,138
訪問リハビリテーション	(回/年)	23,810	24,288	24,875	33,174
通所系サービス					
通所介護	(回/年)	129,582	132,281	135,618	160,048
通所リハビリテーション	(回/年)	52,123	53,166	54,553	65,338
短期入所系サービス					
短期入所生活介護	(日/年)	28,685	28,685	28,685	28,685
短期入所療養介護	(日/年)	6,888	6,888	6,888	6,888
居宅療養管理指導	(人/年)	7,620	7,776	7,968	9,060
特定施設入居者生活介護	(人/月)	437	441	452	497
福祉用具貸与	(人/年)	23,352	24,324	25,428	317,104
特定福祉用具販売	(人/年)	444	456	468	540
住宅改修	(人/年)	444	456	468	528
居宅介護支援	(人/月)	3,196	3,324	3,430	3,880
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	768	780	804	912
認知症対応型通所介護	(回/年)	2,573	2,753	2,933	3,170
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	2,976	2,976	2,976	3,492
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	554	569	590	676
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	319	319	348	406
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	780	804	1,032	1,596
地域密着型通所介護	(回/年)	62,310	63,594	65,124	77,160
施設サービス					
介護老人福祉施設	(人/月)	551	560	560	600
介護老人保健施設	(人/月)	499	508	513	600
介護療養型医療施設	(人/月)	38	38	38	38

(3) 介護予防サービス別利用量の見込み(要支援1・2)

サービス種類	(単位)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
居宅サービス					
訪問系サービス					
訪問入浴介護	(回/年)	0	0	0	0
訪問看護	(回/年)	3,110	3,132	3,204	4,200
訪問リハビリテーション	(回/年)	4,123	4,202	4,316	5,342
通所系サービス					
通所リハビリテーション	(人/年)	1,656	1,704	1,740	1,968
短期入所系サービス					
短期入所生活介護	(日/年)	1,054	1,054	1,054	1,054
短期入所療養介護	(日/年)	72	72	72	72
居宅療養管理指導	(人/年)	408	420	432	492
特定施設入居者生活介護	(人/月)	72	74	78	85
福祉用具貸与	(人/年)	8,112	8,676	9,252	12,600
特定福祉用具販売	(人/年)	228	240	252	276
住宅改修	(人/年)	324	336	348	384
居宅介護支援	(人/月)	859	881	902	1,026
地域密着型サービス					
認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	540	540	540	636
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	5	6	7	11

(4) 地域密着型サービス利用量の見込みと定員数

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
1 東	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	19	20	21
	認知症対応型通所介護	(回/年)	171	183	195
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	262	262	262
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	58	60	60
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	29	29	29
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	4	4	4
	地域密着型通所介護	(回/年)	9,764	9,965	10,205
	定員(年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	90	90	90
	地域密着型特定施設	(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	29
2 川北	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	84	85	87
	認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	415	415	415
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	62	64	65
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	40	40	40
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	137	141	149
	地域密着型通所介護	(回/年)	10,124	10,333	10,581
	定員(年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	72	72	72
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	58
3 鉄南	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	137	139	143
	認知症対応型通所介護	(回/年)	93	100	106
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	402	402	402
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	76	78	79
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	54	54	54
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	39	40	42
	地域密着型通所介護	(回/年)	8,845	9,028	9,245
	定員(年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	71	71	71
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	58

日常生活 圏域名	サービス名	(単位)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
4 西	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	305	310	319
	認知症対応型通所介護	(回/年)	1,100	1,176	1,254
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	312	312	312
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	78	80	81
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	38	38	38
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	59	61	64
	地域密着型通所介護	(回/年)	8,077	8,243	8,441
	定員(年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	81	81	81
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	29	29
5 広陽 ・若葉	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	104	106	109
	認知症対応型通所介護	(回/年)	737	789	840
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	620	620	620
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	92	93	111
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	48	48	77
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	239	246	442
	地域密着型通所介護	(回/年)	11,665	11,906	12,192
	定員(年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	72	90	90
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	29	58	58
6 西帯広 ・開西	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	68	69	71
	認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	489	489	489
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	55	57	57
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	66	66	66
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	267	275	292
	地域密着型通所介護	(回/年)	5,749	5,867	6,008
	定員(年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	63	63	63
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	58

日常生活圏域名	サービス名	(単位)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
7 南	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	40	40	42
	認知症対応型通所介護	(回/年)	472	505	538
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,004	1,004	1,004
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	113	116	117
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	44	44	44
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	35	37	39
	地域密着型通所介護	(回/年)	7,715	7,874	8,064
	定員 (年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	108	108	108
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	58	58	58
8 川西 ・大正	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	11	11	12
	認知症対応型通所介護	(回/年)	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	12	12	12
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	25	27	27
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	0	0	0
	地域密着型通所介護	(回/年)	371	378	388
	定員 (年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	27	27	27
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	0	0	0
合計	利用量				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	768	780	804
	認知症対応型通所介護	(回/年)	2,573	2,753	2,933
	小規模多機能型居宅介護	(人/年)	3,516	3,516	3,516
	認知症対応型共同生活介護	(人/月)	559	575	597
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人/月)	319	319	348
	看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	780	804	1,032
	地域密着型通所介護	(回/年)	62,310	63,594	65,124
	定員 (年度末)				
	認知症対応型共同生活介護	(人)	584	611	611
	地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設	(人)	319	348	348

※認知症対応型共同生活介護の平成31年度増床分（9床）は、圏域未確定のため合計のみに含む

4 介護保険事業費用の見込み

「3 介護サービス利用の見込み」で推計したサービス利用量をもとに、保険給付にかかる費用を推計しました。

介護保険事業費用の見込み

(単位：千円)

区 分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	合計
介護保険費用(A)	14,279,492	14,583,869	15,003,098	43,866,459
保険給付費	13,390,538	13,669,976	14,065,767	41,126,281
居宅介護(介護予防)サービス費	8,431,317	8,586,251	8,914,492	25,932,060
施設介護サービス費	3,390,333	3,457,773	3,466,305	10,314,411
居宅介護(介護予防)サービス計画費	601,490	625,066	643,732	1,870,288
審査支払手数料	13,673	14,064	14,457	42,194
高額介護(予防)サービス費	378,701	405,386	429,969	1,214,056
特定入所者介護(介護予防)サービス費	575,024	581,436	596,812	1,753,272
地域支援事業費	888,954	913,893	937,331	2,740,178
介護予防・日常生活支援総合事業	596,861	619,542	640,916	1,857,319
包括的支援事業・任意事業	292,093	294,351	296,415	882,859
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
介護保険収入(B)	14,279,492	14,583,869	15,003,098	43,866,459
保険給付費	13,390,538	13,669,976	14,065,767	41,126,281
第1号被保険者保険料	2,809,111	2,861,984	2,915,317	8,586,412
介護給付費負担金(国)	2,436,662	2,488,320	2,565,557	7,490,539
調整交付金(国)	736,479	751,848	773,617	2,261,944
介護給付費交付金(支払基金)	3,615,444	3,690,892	3,797,756	11,104,092
介護給付費負担金(道)	1,915,261	1,954,421	2,005,816	5,875,498
一般会計繰入金(市)	1,673,817	1,708,747	1,758,220	5,140,784
その他(返納金等)	4	4	4	12
介護給付費準備基金繰入金	203,760	213,760	249,480	667,000
地域支援事業費	888,954	913,893	937,331	2,740,178
第1号被保険者保険料	201,459	207,081	212,366	620,906
地域支援事業交付金(国)	231,800	237,207	242,276	711,283
調整交付金(国)	32,827	34,075	35,250	102,152
地域支援事業支援交付金(支払基金)	161,152	167,276	173,047	501,475
地域支援事業交付金(道)	130,823	134,092	137,161	402,076
一般会計繰入金(市)	130,823	134,092	137,161	402,076
その他(返納金等)	70	70	70	210
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
収入－費用 (B)－(A)	0	0	0	0
			保険料(年額)	68,411円
			保険料(月額)	5,701円

5 介護保険料の考え方

第七期計画の介護保険料については、計画期間において算出した費用見込額等の推計から、基準月額が6,114円となりますが、介護給付費準備基金の繰り入れにより、基準月額を5,700円とするものです。

第七期段階	対 象 者	保険料率	年額保険料 (月額)	第六期段階
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人	基準額× 0.45	30,780円 (2,565円)	第1段階
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額× 0.68	46,510円 (3,876円)	第2段階
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額× 0.75	51,300円 (4,275円)	第3段階
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人 (前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人)	基準額× 0.90	61,560円 (5,130円)	第4段階
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人 (前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人)	1.00 (基準額)	68,400円 (5,700円)	第5段階
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、80万円未満の人	基準額× 1.15	78,660円 (6,555円)	第6段階
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、80万円以上120万円未満の人	基準額× 1.20	82,080円 (6,840円)	第7段階
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、120万円以上150万円未満の人	基準額× 1.25	85,500円 (7,125円)	第8段階
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、150万円以上200万円未満の人	基準額× 1.30	88,920円 (7,410円)	第9段階
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、200万円以上250万円未満の人	基準額× 1.50	102,600円 (8,550円)	第10段階
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、250万円以上300万円未満の人	基準額× 1.60	109,440円 (9,120円)	第11段階
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、300万円以上350万円未満の人	基準額× 1.70	116,280円 (9,690円)	第12段階
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、350万円以上500万円未満の人	基準額× 1.85	126,540円 (10,545円)	第13段階
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、500万円以上1,000万円未満の人	基準額× 2.00	136,800円 (11,400円)	第14段階
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が、1,000万円以上の人	基準額× 2.15	147,060円 (12,255円)	第15段階

※ 第1段階の保険料率は、別枠公費により軽減（軽減前保険料率0.5）

※ 現時点では、国の介護報酬改定の考え方が示されていない状況であることから、最終確定の金額ではない。

6 介護保険制度の円滑な実施施策

介護保険制度は、加齢による疾病等で要介護状態となった高齢者等を社会全体で支えていく仕組みとして平成12年4月に開始され、これまで様々な見直しが行われてきました。

特に、平成18年度の制度改正では、「給付の効率化・重点化」や「予防重視型システム」への転換などの大きな見直しが行われ、予防を重視したサービスの提供等がより一層求められることとなりました。また、平成27年4月の制度改正では、医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域支援事業等の具体的な取り組みの方向性が示されました。

平成29年6月公布された改正介護保険法では、「地域包括ケアシステム」の深化・推進、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現や、制度の持続可能性の確保に配慮しつつ、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう、一層の見直しが図られました。

本市では、こうした状況の変化を踏まえつつ、今後も要介護認定者等が必要とする介護サービスを適切に利用できるようにするための取り組みを引き続き進めます。

(1) 市民参加の事業運営体制

介護保険事業の運営については、市の附属機関である帯広市健康生活支援審議会に専門部会として高齢者支援部会を設置し、市民の意見を反映する体制を構築しています。

また、地域包括支援センターの公平性・中立性の確保や地域密着型サービスの適正かつ円滑な運営を推進するため、被保険者や有識者などで構成する地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービス運営委員会を設置しています。

今後も、介護保険事業の運営に対する市民の様々な意見を反映する場として、帯広市健康生活支援審議会等を活用していきます。

(2) 市民及び事業者への情報提供

介護保険制度の円滑な運営を図るためには、高齢者や家族だけでなく市民の十分な理解を得ることが必要であり、常に適切な情報を提供することが重要です。

市民への一層の制度理解を図るため、介護保険制度の概要・仕組みや利用方法などについて、広報紙やホームページなどを活用した情報提供やパンフレットなどを作成し、市内の介護保険サービス事業所やコミュニティセンター等に配布するほか、町内会や各種団体の要請に応じ「ふれあい市政講座」を開催するなど、様々な機会を活用した情報提供に努めます。

また、事業者に対しては、国等から提供された介護保険事業の運用に関する情報等について、適切かつ迅速な提供に努めます。

(3) 要介護認定等の体制

要介護認定のための審査判定を行うため介護認定審査会を設置しています。

本市の介護認定審査会は、帯広市医師会、十勝歯科医師会、北海道看護協会十勝支部、北海道理学療法士会十勝支部、北海道作業療法士会十勝支部、日本介護福祉士会北海道支部十勝地区、特別養護老人ホーム、地域包括支援センター、帯広市介護支援専門員連絡協議会、北海道薬剤師会十勝支部、北海道社会福祉士会十勝地区支部、北海道栄養士会十勝支部、北海道歯科衛生士会十勝支部から選ばれた保健・福祉・医療の有識者が交代で委員となり審査を行っています。

なお、今後の審査体制のあり方については、介護認定審査会や各関係団体の協力を得ながら、認定申請件数の増加や審査判定の複雑化など審査状況等の変化を踏まえ、必要に応じ検討・協議を行います。

(4) 介護保険制度の低所得者等への施策

① 低所得者への保険料の軽減

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について、本市では、一定基準以下の所得である被保険者の負担を緩和するため、介護保険料の軽減制度を設けています。

介護保険制度の円滑な運営が促進されるよう、引き続き、保険料の軽減制度を継続します。

② 低所得者への利用料の軽減

介護保険のサービスを利用するためには、原則として費用の1割（または2割）が利用者負担となりますが、生活困難と認められる人には、利用者負担の軽減制度を設けています。

今後も、要介護認定者等が必要な介護保険サービスを利用できるように、利用料の軽減制度を継続します。

③ 住宅改修及び特定福祉用具販売の一時的利用者負担軽減

住宅改修及び特定福祉用具販売については、本来、利用者が先に費用の全額を支払い、後で9割分（または8割分）の給付を受ける償還払いとなっています。しかし、利用者にとっては、一時的に大きな負担となることから、本市ではその軽減を図るため、利用者が最初から費用の1割（または2割）の支払いで済む受領委任払い方式も実施しており、引き続き、受領委任払いが可能な登録事業者の拡大を図ります。

7 介護サービスの質の向上、介護人材の確保及び育成

(1) 介護サービスの質の向上

介護サービスを必要とする要介護認定者等が「尊厳の保持」・「自立への支援」を基本に、自分らしい生活を継続していくためには、介護サービス事業者からの良質な介護サービスの提供が不可欠です。このため、介護サービスの質の向上に取り組みます。

① ケアマネジメント活動などへの支援

ケアマネジメント等に必要な専門的知識を習得するための研修会を実施するほか、関係団体が主催する研修会などへの支援に努めます。

② 介護サービス事業者に関する情報の利用者等への提供

介護保険課の窓口で、認知症対応型共同生活介護事業所等の自己評価や外部評価の結果をこれまでと同様に閲覧できるようにするほか、利用者が適切な介護サービス事業者を選ぶことができるようにするため、介護保険法に基づく「介護サービス情報の公表制度」の周知に努めます。

③ 地域密着型サービス事業者への指導

地域密着型サービス事業者への実地指導等を計画的に実施することにより、適正な事業所運営を促し介護サービスの質の向上の促進を図ります。

④ ケアマネジメントの適正化

地域包括支援センターが居宅介護支援事業所のケアマネジャーへの日常的な個別指導・相談や、支援困難事例等への指導・助言等を行うことにより、ケアマネジメントの適正化に努めます。

(2) 介護人材の確保及び育成

介護サービスを必要とする要介護認定者等が安定して質の高いサービスを継続して受けられるよう、介護人材の育成、雇用の確保を促進します。

① 介護人材の育成

介護人材の育成に向けた専門学校などへの働きかけや、現在就業していない潜在介護士を掘り起こすための取り組みなどの就労支援に努めます。また、小中学生や高校生を対象とした介護体験や施設見学、説明会実施に対する支援を行い、介護に関するイメージアップや理解を深める取り組みを行うことで、将来の介護サービスを担う人材の発掘につなげます。

このほか、介護サービス事業者による高等学校への人材確保の取り組みに対して、北海道へ協力の働きかけを行います。

② 介護サービス事業者における人材確保の支援

関係団体と人材確保のための意見交換や情報共有を行うなど協力体制を構築し、介護人材確保の支援に努めるとともに、国や北海道が実施する介護人材確保に関する補助事業の活用に対する支援に努めます。

また、介護サービス事業者による介護職員の処遇改善の取り組みを促進するほか、既存の介護サービス事業所における介護サービスの転換（用途変更）や増床により、介護人材の確保に大きな影響を与えずに人員配置の効率化を図る取り組みの支援に努めます。

(3) 介護給付費の適正化

介護給付費の適正化の推進は、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な制度運営につながることから、北海道国民健康保険団体連合会（国保連）が提供する給付情報等を活用し、介護給付の効率化や適正化に努めます。

① 要介護認定の適正化

要介護認定の基礎となる認定調査及び主治医意見書の内容を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

② ケアプランの点検

居宅支援事業所等が作成するケアプランを点検し、適切なケアプラン作成の促しと給付の適正化につなげます。また、職能団体によるケアプランの質の向上を目的とした点検を実施します。

③ 住宅改修等の点検

申請書類の点検や、実地調査を行うことにより、不適切又は不要な住宅改修や福祉用具の購入・貸与を防止し、利用者の身体の状態に応じて必要な利用を進めます。

④ 医療情報との突合及び縦覧点検

国保連から提供される情報を活用し、医療と介護の給付実績の突合や介護給付費明細書の内容を確認することにより、不適切な介護報酬請求の是正に努めます。

⑤ 介護給付費通知の送付

介護サービスの利用者に対して、介護給付に関する情報を定期的に提供して、介護サービス提供事業者からの架空請求や過剰請求などの防止を図ります。

資料1 第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過

●平成29年5月24日

厚生委員会理事者報告
・第七期計画の策定について

●平成29年6月

第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のためのアンケート調査

●平成29年7月11日

第1回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会
・第六期計画の実施状況について
・第七期計画の策定について

●平成29年7月～8月

第七期計画策定のための市民意見交換会
(コミセン等10か所、参加者合計名)

●平成29年8月30日

第2回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会
・第六期計画策定のためのアンケート調査結果の概要について

●平成26年9月～11月

第七期計画策定のための団体意見交換会
(団体、参加者合計名)

●平成29年9月12日

厚生委員会理事者報告
・第六期計画策定のためのアンケート調査結果について
(中間報告)

●平成29年10月17日

第3回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会
・第七期計画策定のためのアンケート調査の分析結果について
・第七期計画策定のための市民・団体意見交換会の結果について
(中間報告)

●平成29年11月14日

第4回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会
・第七期計画(骨子案)の提案について

●平成29年11月22日

厚生委員会理事者報告
・第七期計画(骨子案)について
・第七期計画策定のためのアンケート調査結果の報告について

●平成 29 年 12 月 26 日

第 5 回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会

- ・第七期計画（原案）について
- ・第七期計画策定のための市民・団体意見交換会の結果について（最終報告）

●平成 30 年 1 月 日

厚生委員会理事者報告

- ・第七期計画（原案）について

●平成 30 年 月 日～ 月 日

パブリックコメント

（寄せられた意見等 件）

●平成 30 年 2 月 日

第 6 回高齢者支援部会・健康づくり支援部会合同部会

- ・第七期計画（原案）のパブリックコメントの結果について
- ・第七期計画（案）について

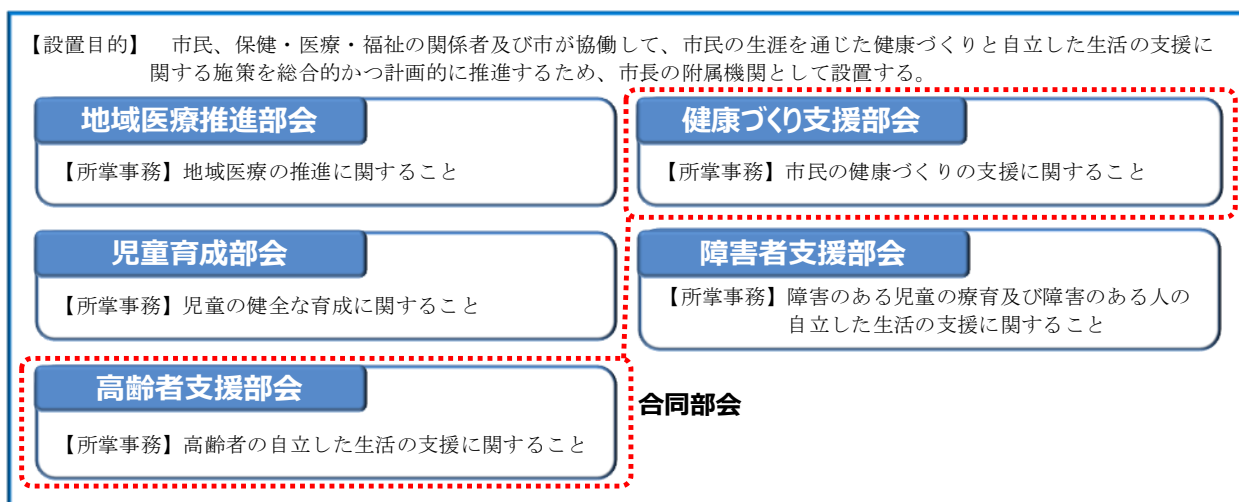
●平成 30 年 2 月 日

厚生委員会理事者報告

- ・第七期計画（原案）のパブリックコメントの結果について
- ・第七期計画（案）について

資料2 帯広市健康生活支援審議会

帯広市健康生活支援審議会組織図



高齢者支援部会・健康づくり支援部会 委員及び専門委員名簿

	部会役職	氏名	所属	備考
高 齢 者 支 援 部 会	部会長・委員	大江 徹	一般社団法人帯広市医師会	部会長
	副部会長・委員	杉野 全由	帯広市社会福祉施設連絡協議会	
	委員	野水 ミツ子	帯広市老人クラブ連合会	
	委員	太田 文弘	公募	
	専門委員	畠山 晴美	一般社団法人北海道介護福祉士会十勝支部	
	専門委員	渡辺 こづ江	地域包括支援センター	
	専門委員	池田 健一	介護保険1号被保険者	
	専門委員	広瀬 佐和子	介護保険2号被保険者	
健 康 づ く り 支 援 部 会	部会長・委員	阿部 厚憲	一般社団法人帯広市医師会	副部会長
	副部会長・委員	吉村 典子	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会	
	委員	山本 勝弘	帯広ボランティア連絡協議会	
	委員	金須 俊雄	公募	
	専門委員	高橋 きみ子	公益社団法人北海道栄養士会十勝支部	
	専門委員	角谷 巍啓	帯広市体育連盟	
	専門委員	有岡 秀	学識（帯広市健康づくり推進員の会）	
	専門委員	高橋 セツ子	学識（帯広市食生活改善推進員協議会）	

（平成29年7月11日現在 敬称略）

